

令和 7 年度(2025年度)

看護学研究科教育要項



関西医科大学大学院看護学研究科

目次

I. 関西医科大学大学院看護学研究科の概要	1
1. 研究科・専攻の名称	1
2. 学位の名称	1
3. 教育理念	1
4. 看護学部と看護学研究科の関係性	1
5. 教育課程の特色	2
6. 長期履修制度	3
II. 博士前期（修士）課程の教育課程	4
1. 求める人材像	4
アドミッション・ポリシー	4
2. 教育課程の特色	4
1) ディプロマ・ポリシー	4
2) カリキュラム・ポリシー	5
3) カリキュラムの編成	6
3. 科目	7
1) 共通科目	7
2) 専門科目	12
4. 履修方法	15
5. 分野別履修モデル	16
6. 実習	20
1) 実習の目的	20
2) 高度実践看護師コース	20
3) 臨床看護教育者コース	21
4) 研究者コース	21
5) 実習方法	21
6) 実習先との連携と指導計画	22
7. 研究指導	22
1) 高度実践看護師コース	22
2) 臨床看護教育者コース	22
3) 研究者コース	22
8. 学位（修士）論文について	26
1) 研究計画書について	26
2) 研究倫理審査について	26

3) 修士論文について	27
4) 修士論文審査基準	27
5) 最終試験	27
9. 修了要件	29
1) 科目の評価	29
2) 学位授与	29
Ⅲ. 博士後期（博士）課程の教育課程	30
1. 求める人材像	30
アドミッション・ポリシー	30
2. 教育課程の特色	30
1) ディプロマ・ポリシー	30
2) カリキュラム・ポリシー	30
3) カリキュラムの編成	31
3. 科目	32
1) 共通科目	32
2) 専門科目	33
4. 履修方法（履修モデル）	36
5. 研究指導	38
6. 学位（博士）論文について	41
1) 研究計画書について	41
2) 研究倫理審査について	41
3) 公聴会について	42
4) 博士論文について	42
5) 博士論文審査基準	42
6) 最終試験	43
7. 修了要件	45
1) 科目の評価	45
2) 学位授与	45
Ⅳ. カリキュラムと時間割	47
1. カリキュラム・ツリー	
2. 時間割	
Ⅴ. 学則および履修関連規程	59
1. 関西医科大学学則	59
2. 関西医科大学大学院学則	68
3. 関西医科大学学位規程	78

4. 関西医科大学学位規程大学院看護学研究科施行細則……………	86
5. 関西医科大学大学院看護学研究科履修規程……………	89
6. 関西医科大学大学院看護学研究科長期履修制度に関する規程……………	95
7. 関西医科大学ティーチング・アシスタントに関する取扱規程……………	97
8. 関西医科大学大学院看護学研究科ティーチング・アシスタントの手当に関する規程 ……	99
9. 関西医科大学リサーチ・アシスタントに関する取扱規程……………	100
VI. 資料……………	102
1. 博士前期課程……………	102
1) 担当教員一覧……………	102
2) 指導教員の研究概要……………	113
3) 科目一覧……………	115
2. 博士後期課程……………	118
1) 担当教員一覧……………	118
2) 指導教員の研究概要……………	123
3) 科目一覧……………	124

令和7年度（2025年度）看護学研究科学事暦

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
日	曜	内容	日	曜	内容	日	曜	内容	日	曜	内容	日	曜	内容	日	曜	内容
1	火	オリエンテーション、健康診断等 (在校生)	1	木		1	日		1	火		1	金		1	月	
2	水		2	金		2	月		2	水		2	土		2	火	
3	木		3	土	憲法記念日	3	火		3	木		3	日		3	水	
4	金		4	日	みどりの日	4	水		4	金		4	月	修士論文審査 (15日まで)	4	木	
5	土	入学式 (3学部合同)	5	月	こどもの日	5	木		5	土		5	火		5	金	
6	日		6	火	振替休日	6	金		6	日		6	水		6	土	
7	月	オリエンテーション等 (新入生)	7	水		7	土		7	月		7	木		7	日	
8	火		8	木		8	日		8	火		8	金		8	月	
9	水		9	金		9	月		9	水		9	土		9	火	
10	木		10	土		10	火		10	木		10	日		10	水	
11	金		11	日		11	水		11	金		11	月	山の日	11	木	
12	土		12	月		12	木		12	土		12	火		12	金	
13	日		13	火		13	金		13	日		13	水		13	土	
14	月		14	水		14	土		14	月		14	木		14	日	
15	火		15	木		15	日		15	火	海の日	15	金	修士論文審査終了	15	月	敬老の日
16	水		16	金		16	月		16	水		16	土		16	火	
17	木		17	土		17	火		17	木		17	日		17	水	
18	金		18	日		18	水		18	金		18	月		18	木	
19	土		19	月		19	木		19	土		19	火		19	金	
20	日		20	火		20	金		20	日		20	水		20	土	
21	月		21	水		21	土		21	月	海の日	21	木	【M2】修士論文正本提出締切	21	日	
22	火		22	木		22	日		22	火		22	金	【M2】論文発表会	22	月	
23	水		23	金	第1ターム終講	23	月		23	水		23	土		23	火	秋分の日
24	木		24	土		24	火		24	木		24	日		24	水	
25	金		25	日		25	水		25	金	【M2】(9月修了)修士論文提出締切	25	月		25	木	
26	土		26	月	第2ターム開始	26	木		26	土		26	火	【M2】学位授与審査	26	金	9月学位授与式 11時～
27	日		27	火		27	金		27	日		27	水		27	土	
28	月		28	水		28	土		28	月		28	木		28	日	
29	火	昭和の日	29	木		29	日		29	火		29	金	【D3】11月公聴会申請締切 (12時まで)	29	月	
30	水		30	金		30	月	創立記念日	30	水		30	土		30	火	夏季休業終了
31			31	土		31			31	木	第2ターム終講	31	日		31		

※9月学位授与式日程未定

10月			11月			12月			2026年 1月			2月			3月		
日曜	内容	日曜	内容	日曜	内容	日曜	内容	日曜	内容	日曜	内容	日曜	内容	日曜	内容	日曜	内容
1 水	第3ターム開始	1 土	大学祭	1 月		1 月		1 木	元旦	1 日		1 日		1 日			
2 木		2 日	大学祭	2 火		2 火		2 金		2 月		2 月		2 月			
3 金		3 月	文化の日	3 水	初日授業日	3 水		3 土		3 火		3 火		3 火			【M2/D3】学位授与審査(未定)
4 土		4 火		4 木		4 木		4 日		4 水		4 水		4 水			
5 日		5 水		5 金		5 金		5 月		5 木		5 木		5 木			
6 月		6 木		6 土		6 土		6 火		6 金		6 金	【D3】(3月修了)博士論文提出締切	6 金			
7 火		7 金		7 日		7 日		7 水		7 土		7 土		7 土			
8 水		8 土		8 月		8 月		8 木		8 日		8 日		8 日			
9 木		9 日		9 火		9 火		9 金		9 月		9 月	博士論文審査(20日まで)	9 月			
10 金		10 月		10 水		10 水		10 土		10 火		10 火		10 火			
11 土		11 火		11 木		11 木		11 日		11 水		11 水	建国記念の日	11 水			
12 日		12 水		12 金		12 金		12 月	成人の日	12 木		12 木		12 木	【M2/D3】論文発表会		
13 月	スポーツの日	祝日授業日	13 木	13 土		13 土		13 火		13 金		13 金	修士論文審査終了	13 金	学位授与式 11時～		
14 火		14 金		14 日		14 日		14 水		14 土		14 土		14 土			
15 水		15 土		15 月		15 月		15 木		15 日		15 日		15 日			
16 木		16 日		16 火		16 火		16 金		16 月		16 月	後期終講	16 月			
17 金		17 月		17 水		17 水		17 土		17 火		17 火	春季休業開始	17 火			
18 土		18 火		18 木	第3ターム終講	18 木		18 日		18 水		18 水		18 水			
19 日		19 水	第4ターム開始	19 金		19 金		19 月		19 木		19 木		19 木			
20 月		20 木		20 土		20 土		20 火		20 金		20 金	【M2】修士論文正本提出締切 博士論文審査終了	20 金	春分の日		
21 火		21 金		21 日		21 日		21 水		21 土		21 土		21 土			
22 水		22 土		22 月		22 月		22 木		22 日		22 日		22 日			
23 木		23 日	勤労感謝の日	23 火		23 火		23 金	【M2】(3月修了)修士論文提出締切	23 月		23 月	天皇誕生日	23 月			
24 金		24 月	振替休日	24 水		24 水	冬季休業開始	24 土		24 火		24 火		24 火			
25 土		25 火		25 木		25 木		25 日		25 水		25 水		25 水			
26 日		26 水		26 金		26 金		26 月		26 木		26 木		26 木			
27 月		27 木	【D3】博士論文公聴会	27 土		27 土		27 火		27 金		27 金	【D3】博士論文正本提出締切	27 金			
28 火		28 金		28 日		28 日		28 水		28 土		28 土		28 土			
29 水		29 土		29 月		29 月		29 木		29 日		29 日		29 日			
30 木		30 日		30 火		30 火		30 金		30 水		30 水		30 水			
31 金		31 月		31 水		31 水		31 土		31 日		31 日		31 火		春季休業終了	

※学位授与式日程未定

I. 関西医科大学大学院看護学研究科の概要

1. 研究科・専攻の名称

- 1) 研究科名：看護学研究科 (Graduate School of Nursing)
- 2) 専攻名：看護学専攻 (Division of Nursing Science)
 - (1) 博士前期課程 (Master Program in Nursing)
 - (2) 博士後期課程 (Doctoral Program in Nursing)

2. 学位の名称

学位名称は以下の通りとする。英語名称に関しては、国際的な通用性に留意して表現する。

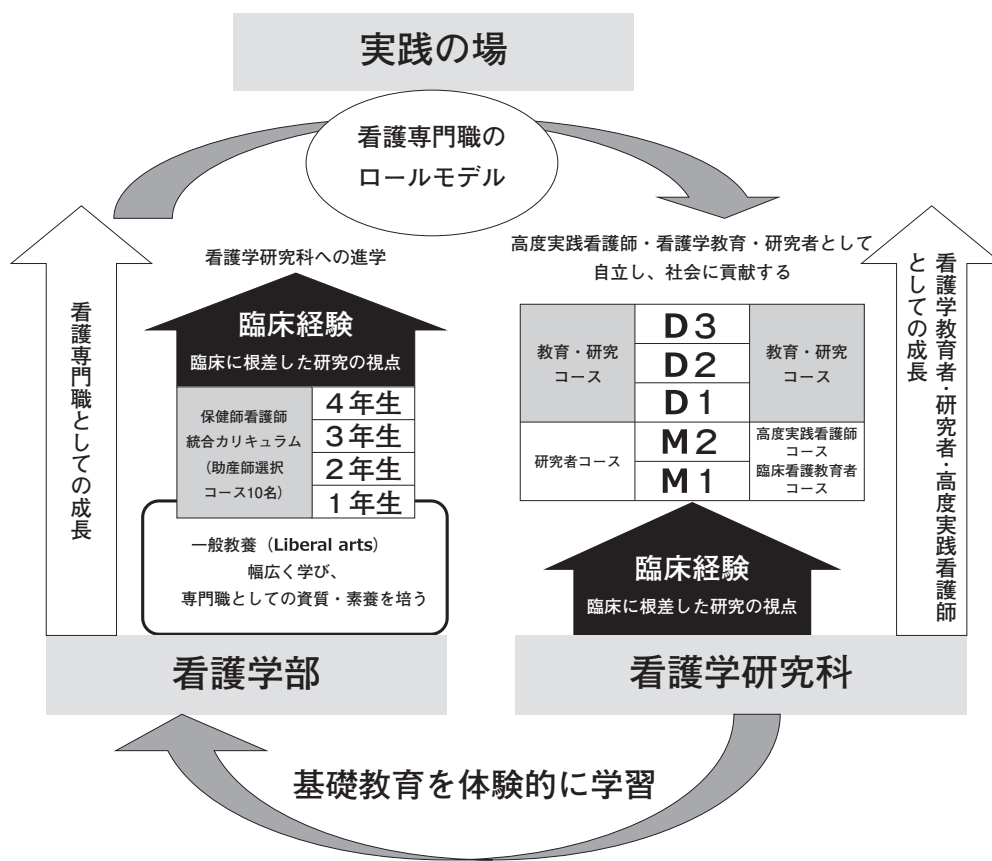
- 1) 博士前期課程：修士（看護学）(Master of Science in Nursing : MSN)
- 2) 博士後期課程：博士（看護学）(Doctor of Philosophy in Nursing : PhD)

3. 教育理念

関西医科大学大学院看護学研究科は、建学の精神である「慈仁心鏡」に基づき、深い教養と高い倫理観および人間愛を基盤とした精深な学識を授け、人の尊厳を尊重し、生命・健康・生活を統合した高度な看護実践力、研究力および教育力を養い、看護学の進展・革新と共に社会の発展と平和に寄与する人材を育成することを教育理念とする。

4. 看護学部と看護学研究科の関係性

大学院学生は、TA等を通して教員と共に学部学生の教育に接することで、効果的な教授法や、リーダーシップのあり方、授業の展開法などについて学ぶことができる。これらにより、早期から教育者や研究者としての自覚を養うことができる。また、学部学生の柔軟な視点から新たな学びを得られる機会にもなる。授業科目には博士前期課程と博士後期課程の合同授業を配置しており、経験や学びの段階が異なる大学院学生同士が様々な視点で学びを共有することで、自己の考え方の広がりや深まりが期待できる。



看護学部と看護学研究科の関係性

5. 教育課程の特色

本学看護学研究科は基盤看護、広域看護、生涯発達看護、治療看護の4分野からなり、看護学の専門性を高め、学問的に発展させる。博士前期課程では、領域を設定し、高度実践看護師コース、臨床看護教育者コース、研究者コースを設け、看護学の専門性を高める。博士後期課程は、領域を設定せず4分野において実践を変革する教育研究者の育成を通して学問として発展させ看護学に貢献する。

① 基盤看護分野

「基礎看護学」「看護学教育」「国際看護学」の3領域を含み、実践の科学である看護の基盤研究を推進する研究者、臨床看護教育者、および、国際的に活躍する人材育成を目的とする。

② 広域看護分野

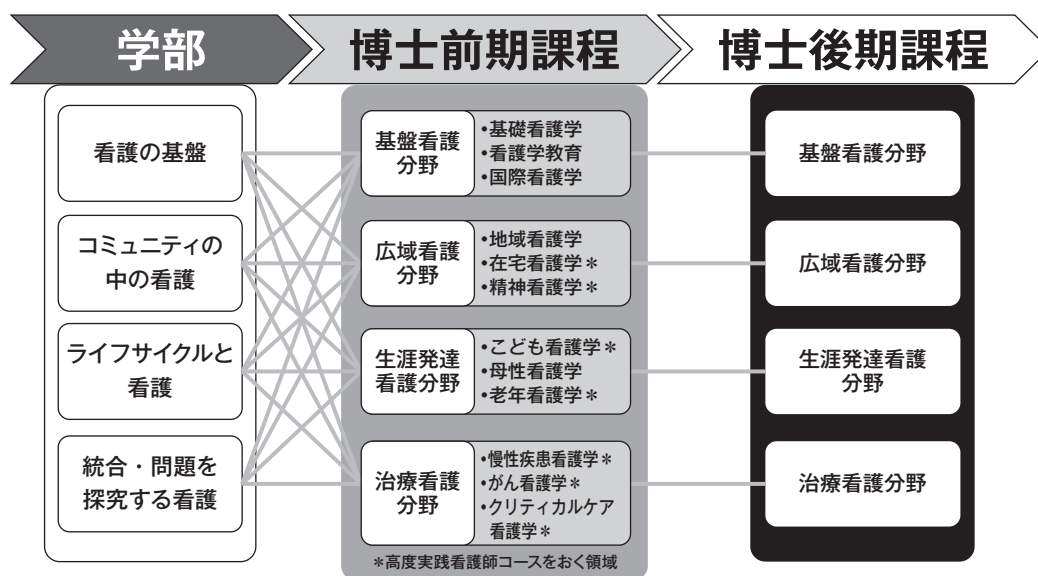
「地域看護学」「在宅看護学」「精神看護学」の3領域を含み、看護を受ける場を限定せずに広域に対応できる人材育成を目的とする。

③ 生涯発達看護分野

「こども看護学」「母性看護学」「老年看護学」の3領域を含み、発達段階に焦点をあてた看護を提供できる人材育成を目的とする。

④ 治療看護分野

「慢性疾患看護学」「がん看護学」「クリティカルケア看護学」の3領域を含み、治療に焦点を当てた看護が提供できる人材育成を目的とする。



看護学部及び博士前期課程と博士後期課程の関係

6. 長期履修制度

長期履修制度を希望する者は看護学研究科委員会に申請することができる。許可された者の長期履修適用年数は、博士前期課程3年、博士後期課程は4年までとする。(大学院看護学研究科長期履修制度に関する内規参照)

Ⅱ. 博士前期（修士）課程の教育課程

看護学に必要な広い視野に立った学識を授け、人の生活に根差した看護実践に必要な高度な専門性を有する実践能力、または、実践者への教育を通して人々の健康に寄与するための教育研究能力を養う。看護実践を変革し、研究者としての基礎的能力を養うことで、国内外において活躍しうる人材の育成を目的とする。

1. 求める人材像

アドミッション・ポリシー

- ① 高い倫理観を基盤に、自らの看護の力について語れる人
- ② 看護実践で生じる様々な現象や課題を見極め、看護の質向上に寄与したい人
- ③ 看護あるいは保健・医療・福祉・教育における新たな問題を自主的に解決したい人
- ④ 実践に根ざした研究課題に取り組むために必要な研究方法を学びたい人

2. 教育課程の特色

1) ディプロマ・ポリシー

<共通>

- ① 保健・医療・福祉・教育に関する情報を多面的に収集し、科学的・論理的に考察し、多職種と協働できる。
- ② 看護実践および教育と関連した研究課題について探究できる。
- ③ 人々の生活の質（Quality of life：QOL）のため、看護実践の変革に寄与できる。

<高度実践看護師コース>

- ① 医療の専門家であるという自覚と高い倫理観に基づいた高度看護実践を提供できる。
- ② 地域で暮らす人々の歴史や環境を理解し、生活に根差した健康の維持・推進のため系統的な高度看護実践を提供できる。
- ③ 高度先進医療を受ける人々、さらに受けた人々の多様な状況・社会背景を理解し、中・長期的な視野での高度看護実践を提供できる。

<臨床看護教育者コース>

- ① 看護職の看護実践能力育成のため、エビデンスに基づく体系的な教育プログラムを開発できる。
- ② 看護職の能力開発のため、個別または集団への教育や支援ができる。

<研究者コース>

実践に根差した研究課題に必要な研究方法を用いて研究に取り組み、基礎的な研究力を修得できる。

2) カリキュラム・ポリシー

医科大学の中の看護学研究科として、附属医療機関をはじめ、総合クリニックや訪問看護ステーションなど、様々な医療提供ができる施設を併せ持つ本学の特徴を最大限に活かした科目で構成する。

<共通>

- ① 実践を支えるための基本的な理論を学ぶ授業を配置する。
- ② 環境と健康との関連を、地域、国内、国際的視野で捉え、看護がなすべき方向や課題を考え、変革する力を養うための科目を博士後期課程と合同で配置する。
- ③ 看護実践、教育と研究を有機的に連動させ、科学的根拠に基づいた看護実践へと変革するための研究法の授業を配置する。
- ④ 看護の専門的知識を実践に根差して捉えるため、専門領域には講義・演習・実習を配置する。

<高度実践看護師コース>

- ① 人々の多様な状況・背景を理解し、高度看護実践力を獲得するために、実習環境を整える。
- ② 学生が自ら実践力を客観的に判断し高度看護実践へと導くため、シミュレーション教育を積極的に導入する。

<臨床看護教育者コース>

看護基礎教育、新人教育、継続教育等の看護教育を受ける者の発達段階やレディネスに応じた教育が展開できるよう、環境を整える。

<研究者コース>

一連の研究プロセスを重点的に学び、研究を遂行するために、研究課題を焦点化する目的で演習（フィールドワーク等）を配置する。

3) カリキュラムの編成

博士前期課程では、CNS（Certified Nurse Specialist）を目指す高度実践看護師コース、看護職の能力開発のため個別または集団への教育や支援を目指す臨床看護教育者コース、研究方法を学習し、文献検索・検討や学術論文執筆に関する優れた研究能力の醸成に重点を置いた研究者コースの3つのコースを備えている。

分野	領域	高度実践看護師 コース	臨床看護教育者 コース	研究者 コース
基盤看護分野	基礎看護学			○
	看護学教育		○	○
	国際看護学			○
広域看護分野	地域看護学			○
	在宅看護学	○		○
	精神看護学	○		○
生涯発達看護	こども看護学	○		○
	母性看護学			○
	老年看護学	○		○
治療看護分野	慢性疾患看護学	○		○
	がん看護学	○		○
	クリティカルケア看護学	○		○

3. 科目

1) 共通科目

博士前期課程における教育課程の編成において、共通科目は、ディプロマ・ポリシーに則って、高度実践看護師、臨床看護教育者、研究者の3コースの育成に必要な共通科目を配置している。専門科目では、看護の専門的知識を実践に根差して捉えるため、4つの分野に講義・演習・実習を配置し、さらに専門性に焦点をあてた研究課題を探究し、発展させるために特別研究を設けている。

(1) 実践を支えるための基本的な理論を学ぶ授業

<共通科目A>

3つのコースに共通して必要とされる保健・医療・福祉・教育に関する情報を多面的に収集し、科学的・論理的に考察し、多職種と協働できるというディプロマ・ポリシーに則り、高度実践看護師、臨床看護教育者、研究者に共通する科目群として、「看護理論」、「看護管理学」、「看護教育論」、「コンサルテーション論」の看護学共通科目を配置する。高度看護実践の基礎となる看護理論や医療職におけるリーダーシップと調整等、医療職に対する教育や相談活動に必要となる知識等、高度実践看護師、医療機関における教育者に必要となる知識を修得し、専門科目の履修に必要な知識と技術の修得を図る。

「看護倫理」では、看護職として高い倫理的判断を養い、倫理的課題に介入できる能力を育成する。特に、高度実践看護師コースでは、医療の専門家であるという自覚と高い倫理観に基づいた高度看護実践を提供できるというディプロマ・ポリシーに関連した科目である。「看護政策論」では看護を巡る日本の保健政策・社会保障政策について学ぶ。

- ① 「看護理論」(2単位、1年1・2ターム、選択)：看護理論の意義、看護理論の機能と構成要素等、高度実践看護師としての看護実践の基盤となる看護における諸理論について理解を深める。また自らの関連分野の臨床における課題を記述し、看護実践における中心概念及び関連する理論を明らかにし、実践への理論活用に向けた可能性を探求する。
- ② 「看護管理学」(2単位、1年4ターム、選択)：看護管理に役立つ理論とスキルとして、看護マネジメント、看護の質改善、組織マネジメント、人材資源活用等について学ぶ。またスタッフの育成・教育にかかわる課題や経営的な視点を含めた組織運営にかかわる課題を調整・解決するための基盤となる力を身につける。
- ③ 「看護教育論」(2単位、1年1・2ターム、選択)：経験型実習教育を支える理論を中心に、看護師育成を支援するための技術や、主体的に学ぶ学習者中心のカリキュ

ラムの提供、教員と学生の共同作業で探求する教材化の過程、研修プログラムや評価に至るまで、看護学教育の基盤となる理解を深める。

- ④ 「コンサルテーション論」(2単位、1年1・2ターム、選択)：看護コンサルテーションの概念および実践モデルを理解し、高度実践看護師の役割としてコンサルテーションの具体的な展開方法を修得する。またコンサルタントの役割、個人もしくは組織を対象としたコンサルテーションのプロセス、コンサルテーションの意義と成果、実践方法に関する理解を深める。

- ⑤ 「看護倫理」(2単位、1年1・2ターム、必修)：ヘルスケアや保健政策、看護実践、看護研究などで生ずる倫理的ジレンマについて倫理理論の理解や価値分析を通して自己の考え方を見直し、考察する。また倫理的課題が浮上する社会的背景について歴史を踏まえ理解し、人それぞれの立場での価値観や意見の違いのために生ずる葛藤について、分析・発言できる力を身につける。

- ⑥ 「看護政策論」(2単位、1年4ターム、選択)：保健医療福祉政策と看護サービス提供にかかる政策動向を社会構造や国民のニーズの変化と合わせて理解するとともに、専門看護師に求められるケアシステムの改善を通して看護実践を向上させるための基本的な能力の育成を図る。具体的には、政策決定過程の理解とそれに参画するための方法を学ぶとともに、地域や臨床での看護実践経験と看護政策の関連を考察し、身近な看護政策を発展させるために必要な政策提言ができるよう授業を展開する。これらを通じて、変革者としての専門看護師のあり方を展望する。

(2) 看護実践、教育と研究を有機的に連動させ、科学的根拠に基づいた看護実践へと変革するための研究法の授業

これらは、3つのコース共通のディプロマ・ポリシーに則り、看護実践および教育と関連した研究課題について探究できることを目指して配置した科目群であり、研究者コースのディプロマ・ポリシー、実践に根差した研究課題に必要な研究方法を用い、研究に取り組むことができることにも通ずる。

「看護学研究法」、「量的研究法」、「質的研究法」では看護の課題について論理的に科学的根拠を持って研究するために研究法と研究者としての姿勢を培う。

- ① 「看護学研究法」(2単位、1年1・2ターム、選択)：看護学の知識・技術の向上や開発を図るために、実践の場における研究活動に必要な、基本的な研究方法およびその研究プロセスを学ぶ。また国内外の研究論文のクリティークを通して、研究方法の妥当性・信頼性の評価や研究計画を立案するための基礎的能力を養う。さらに、研究活動における研究者の責任や倫理的配慮について理解を深める。

- ② 「量的研究法」(2単位、1年3・4ターム、選択)：文献クリティークを通し、システムティックレビューおよびアカデミックライティングを中心に看護研究過程について学ぶ。また量的研究法を使った看護研究を実施していくうえで最低限に必要な研究方法について、研究デザイン、データ収集（量的測定法）、分析方法（信頼性・妥当性の検証）など、全般的に学ぶ。
- ③ 「質的研究法」(2単位、1年4ターム、選択)：文献クリティークを通し、システムティックレビューおよびアカデミックライティングを中心に看護研究過程について学ぶ。また質的研究法を使った看護研究を実施していくうえで最低限に必要な研究方法について、研究デザイン、データ収集（面接法、参加観察法）、分析方法（質的帰納的方法、信頼性の確保）など、全般的に学ぶ。
- (3) 変革する力を養うための授業
- ① 「看護の課題・展望Ⅰ」(2単位、1年3・4ターム、選択)：国連が提示している Sustainable Development Goals の17の目標について、各担当教員が専門領域の立場から話題を提供し、学生が世界の状況等を俯瞰しながら自己の現在の立場から今後の医療や看護の方向性・課題、および各自の役割や課題等について探求する。
- ② 「家族看護学」(2単位、1年3ターム、選択)：健康問題をもつ人を含む一単位の家族を看護の対象として捉え、家族本来のセルフケア機能を高め、主体的に問題解決できるよう、支持的・予防的・治療的に支援する家族看護学の理念や理論、方法を学ぶ。家族の病気体験を理解し、家族をアセスメントする視点を学び、様々な健康レベル、発達段階、状況の家族を取り上げて分析することで、家族像を形成する能力を修得する。また、形成した家族像に基づき、家族看護の展開方法を検討する。
- ③ 「災害看護学」(2単位、1年3ターム、選択)：日本で繰り返される災害の体験を歴史的にとらえ、被災体験から何を学び次にどう伝えるかを考えることが必要となる。日本の災害から得られた知見は、世界においても「人間の安全保障」の重要な要素として、いかなる災害状況でも個人、家族、集団、地域、国が「その人らしく健康に生きる」ための支援に役立つ。グローバルな視点から安全な社会の実現に向け災害看護学を学び、災害サイクル諸局面における健康に生きるための政策提言の重要性を理解する。
- (4) 高度な臨床判断や介入治療に必要な知識・技術を理解するための授業
- ＜共通科目B＞および＜共通科目C＞は、高度実践看護師コースのディプロマ・ポリシー、地域で暮らす人々の歴史や環境を理解し、生活に根差した健康の維持・推進の

ため系統的な高度看護実践を提供できる、高度先進医療を受ける人々、さらに受けた人々の多様な状況・社会背景を理解し、中・長期的な視野での高度看護実践を提供できることを目指して配置した科目群である。

<共通科目 B>

高度実践看護師コースでは、特に臨床の現場における高度な臨床判断や介入治療に必要な知識・技術を修得するため「高度フィジカルアセスメント」、「高度病態生理学」、「高度臨床薬理学」、「臨床推論・診断学」を配置した。

- ① 「高度フィジカルアセスメント」(2単位、1年3・4ターム、選択):ベーシックなフィジカルアセスメント技能を学修し終えた者を対象に授業する。高度実践看護師は、より複雑な健康問題を抱えた対象者に的確な臨床看護判断を行うことが求められる。このために、本科目では高度なフィジカルアセスメント技術を身につけることを目的とする。問診・打診・視診・触診、検査機器を通して得られた理解を、看護学、解剖学、生理学などの知識を活用して深化させ、対象の身体状況を系統的に審査する高い技術を養う。さらにチームのリーダーとして、フィジカルアセスメントの指導ができる方法を検討する。
- ② 「高度病態生理学」(2単位、1年1・2ターム、選択):病態・診断・治療に関する知識基盤をもとに病態生理学を理解し、それに即した代表的疾患と診断・治療について理解を深める。また高度実践看護師としての実践に活用すべく、成人・老年・小児に特有な疾患、精神分野における代表的な疾患、脳神経・呼吸器等の機能障害別疾患についての病態生理を学修する。
- ③ 「高度臨床薬理学」(2単位、1年3・4ターム、選択):臨床薬理概論、薬物動態と薬物相互作用、高齢者・妊婦における薬物療法の単元により、臨床薬理学の基礎知識を提供する。薬の効果と副作用、剤形・投与方法のエビデンス、薬の添付文書活用法として、臨床で医薬品を適切に使用するとはどういうことか、特に生活に密着した薬(睡眠薬・緩下剤・インスリン及び疼痛コントロールのための鎮痛剤)を適切な使用方法を見極めるために、必要な情報およびその情報の取得方法を説明する。また医薬品(医療用医薬品と一般用医薬品)および健康食品やサプリメント等について、それぞれの臨床開発システムと臨床試験の実際について概説することにより、医薬品とは何かをより深く理解する。そして看護と薬と法律、薬害から学ぶ臨床薬理として、看護師が臨床現場で医薬品使用に関連して遭遇し得る法的事項と薬害の実際を、法律家と薬害被害者の事例を通して学ぶ。

- ④ 「臨床推論・診断学」(2単位、1年3・4ターム、選択)：臨床推論の基本を学び個々の疾病を推測し、それに至る思考過程により、高度実践看護師として必要な臨床推論の基礎知識を身につける。また実践に活用できるスキルとして基本的な視診・問診・触診法を身につける。

<共通科目C>

高度実践看護師を目指す学生には、それぞれの専門領域での知識・技術の修得に必要な基礎を共通科目で学ぶ。そのため「高度実践看護師の役割と機能」、「ヘルスプロモーション・疾病予防」、「プライマリケア看護」、「医療の質保証と安全管理」を配置した。

- ① 「高度実践看護師の役割と機能」(2単位、1年1・2ターム、選択)：個人、家族、及び集団に対して、ケアとキュアの融合による高度な看護学の知識、技術を駆使して、対象の治療・療養過程の全般を管理・実践することができる高度実践看護師の役割を理解する。特定の専門領域において、自律して実践できる能力を身につける。また病院・診療所、あるいは地域医療連携のもとに開設する看護クリニック等において、医師との協力関係のもと自律的に医療ケアを行うために求められる役割と機能について学修する。
- ② 「ヘルスプロモーション・疾病予防」(2単位、1年1・2ターム、選択)：世界保健機関(WHO)提唱の健康戦略“人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス”について学び、高度実践看護師として、ヘルスプロモーション論、地域社会の背景を捉え、健康増進・疫学・疾病予防を促進するための高度な知識・技術を身につける。
- ③ 「プライマリケア看護」(2単位、1年3ターム、選択)：プライマリケア看護における典型的な症状と疾病(急性および慢性)、薬物および非薬物療法に関する知識と高度な看護実践及び知識と技術、臨床推論、鑑別診断、臨床検査・臨床診断、治療について理解を深め、高度実践看護師として実践に活用する力を身につける。
- ④ 「医療の質保障と安全管理」(2単位、1年3ターム、選択)：医療及び看護ケアの質の要素とそこに含まれる技術ならびに看護の質改善プログラムの枠組みを学ぶ。また高度実践看護師による質改善の提案や質の高い医療・ケア提供のための、医療倫理、医療安全の基本や体系的取り組み、リスクマネジメントの理論と対策に関する知識と技術を身につける。

(5) 看護の専門的知識を実践に根差して捉えるための講義・演習・実習

3つのコースに共通したディプロマ・ポリシー、人々の生活の質（Quality of life : QOL）のため、看護実践の変革に寄与できるに則り、4つの分野それぞれの看護の専門的知識と実践に根差した科目群を配置した。

なお、在宅看護学、精神看護学、こども看護学、老年看護学、慢性疾患看護学、がん看護学、クリティカルケア看護学領域の高度実践看護師コースの場合、看護学共通科目の共通科目 A（「看護理論」2単位、「看護管理学」2単位、「看護教育論」2単位、「コンサルテーション論」2単位、「看護倫理」2単位、「看護政策論」2単位、「看護学研究法」2単位のうち、専門領域から高度実践看護師としての役割を考慮して広範囲に8単位以上を選択し、共通科目 B（「高度フィジカルアセスメント」2単位、「高度病態生理学」2単位、「高度臨床薬理学」2単位）の6単位以上の計14単位以上の履修により、ディプロマ・ポリシーの到達目標とする。

2) 専門科目

<基盤看護分野>

基礎看護学、看護学教育、国際看護学の3領域を含み、各領域に下記の科目を設ける。

- ① 基礎看護学:「看護開発特論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「看護開発演習」(4単位、1年3・4ターム、選択)、「看護生体情報特論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「看護生体情報演習」(4単位、1年3・4ターム、選択)
- ② 看護学教育:臨床看護教育者コースのディプロマ・ポリシー、看護職の看護実践能力育成のため、エビデンスに基づく体系的な教育プログラムを開発できる、看護職の能力開発のため、個別または集団への教育や支援ができることに則って科目を配置した。「看護学教育論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「看護人材開発・生涯学習論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「看護実践教育カリキュラム開発演習」(2単位、1年3ターム、選択)、「看護実践教育実習Ⅰ（基礎教育）」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「看護実践教育実習Ⅱ（看護継続教育）」(3単位、2年2・3ターム、選択)、「看護実践教育実習Ⅲ（統合実習）」(3単位、2年1・2ターム、選択)
- ③ 国際看護学:「国際看護学概論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「国際看護学方法論」(2単位、1年3ターム、選択)、「国際看護学演習」(2単位、1年4ターム、選択)、「国際看護学実践」(2単位、1年3ターム、選択)

なお、「基盤看護学特別研究計画」(2単位、1年通年、選択)、「基盤看護学特別研究」(2単位、2年通年、選択)については、分野合同で専任教員が指導に当たる。

<広域看護分野>

地域看護学、在宅看護学、精神看護学の3領域を含み、各領域に下記の科目を設ける。

- ① 地域看護学：「地域看護学特論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「地域看護支援論」(2単位、1年3ターム、選択)、「地域看護学演習Ⅰ」(2単位、2年1・2ターム、選択)、「地域看護学演習Ⅱ」(2単位、2年3ターム、選択)
- ② 在宅看護学：「在宅看護・福祉関連制度」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「訪問看護ステーションの管理と運営」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「在宅看護アセスメント技術」(2単位、1年3ターム、選択)、「在宅看護治療技術」(2単位、1年3ターム、選択)、「在宅看護調整技術」(2単位、1年3ターム、選択)、「在宅高度看護学演習Ⅰ」(2単位、1年4ターム、選択)、「在宅高度看護学演習Ⅱ」(2単位、1年4ターム、選択)、「在宅高度看護学実習Ⅰ」(3単位、1年3・4ターム、選択)、「在宅高度看護学実習Ⅱ」(3単位、2年1・2ターム、選択)、「在宅高度看護学実習Ⅲ」(4単位、2年3ターム、選択)
- ③ 精神看護学：「精神看護関連制度・諸理論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「精神看護アセスメント技術」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「精神看護治療技術」(4単位、1年3ターム、選択)、「精神看護調整技術」(4単位、1年3・4ターム、選択)、「リエゾン精神看護学」(2単位、2年1ターム、選択)、「精神高度看護学実習Ⅰ」(3単位、2年2ターム、選択)、「精神高度看護学実習Ⅱ」(3単位、2年2・3ターム、選択)、「精神高度看護学実習Ⅲ」(4単位、2年3ターム、選択)

なお、「広域看護学特別研究計画」(2単位、1年通年、選択)、「広域看護学特別研究」(2単位、2年通年、選択)については、分野合同で専任教員が指導に当たる。

<生涯発達看護分野>

こども看護学、母性看護学、老年看護学の3領域を含み、各領域に下記の科目を設ける。

- ① こども看護学：「こども健康生活論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「こども看護援助論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「こども臨床推論・診断学」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「こども看護治療技術」(2単位、1年3ターム、選択)、「こども看護調整技術」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「こども高度看護学演習Ⅰ」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「こども高度看護学演習Ⅱ」(2単位、1年4ターム、選択)、「こども高度看護学実習Ⅰ」(6単位、1年3・4ターム、選択)、「こども高度看護学実習Ⅱ」(4単位、2年1・2・3ターム、選択)、「こども高度看護学実

習Ⅲ」(2単位、2年3ターム、選択)

- ② 母性看護学：「母性看護対象論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「女性健康支援論」(2単位、1年3ターム、選択)、「女性健康活動論」(2単位、1年3ターム、選択)、「母性高度看護学演習Ⅰ」(2単位、2年1・2ターム、選択)、「母性高度看護学演習Ⅱ」(2単位、2年3ターム、選択)
- ③ 老年看護学：「老年看護学理論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「老年看護学アセスメント論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「老年看護学援助論」(2単位、1年3ターム、選択)、「老年看護学病態・治療論」(2単位、1年3ターム、選択)、「老年社会システム論」(2単位、1年3ターム、選択)、「老年高度看護学演習Ⅰ」(2単位、1年4ターム、選択)、「老年高度看護学演習Ⅱ」(2単位、1年4ターム、選択)、「老年高度看護学実習Ⅰ」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「老年高度看護学実習Ⅱ」(4単位、2年1・2ターム、選択)、「老年高度看護学実習Ⅲ」(4単位、2年3ターム、選択)

なお、「生涯発達看護学特別研究計画」(2単位、1年通年、選択)、「生涯発達看護学特別研究」(2単位、2年通年、選択)については、分野合同で専任教員が指導に当たる。

<治療看護分野>

慢性疾患看護学、がん看護学、クリティカルケア看護学の3領域を含み、各領域に下記の科目を設ける。

- ① 慢性疾患看護学：「慢性疾患看護学概論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「慢性疾患看護学アセスメント・治療技術」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「慢性疾患看護学調整・管理技術」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「慢性疾患予防・支援技術」(2単位、1年4ターム、選択)、「慢性疾患看護学演習Ⅰ」(3単位、1年3・4ターム、選択)、「慢性疾患看護学演習Ⅱ」(3単位、1年3・4ターム、選択)、「慢性疾患看護学実習Ⅰ」(3単位、1年3・4ターム、選択)、「慢性疾患看護学実習Ⅱ」(3単位、2年1・2ターム、選択)、「慢性疾患看護学実習Ⅲ」(4単位、2年3ターム、選択)
- ② がん看護学：「がん看護学概論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「がん看護学病態治療論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「がん看護学生活援助論」(2単位、1年3ターム、選択)、「がん看護学治療看護論Ⅰ」(2単位、1年3ターム、選択)、「がん看護学治療看護論Ⅱ」(2単位、1年3ターム、選択)、「がん看護学演習Ⅰ」(2単位、1年4ターム、選択)、「がん看護学演習Ⅱ」(2単位、1年4ターム、選択)、「が

ん看護学実習Ⅰ」(2単位、1年4ターム、選択)、「がん看護学実習Ⅱ」(2単位、2年1・2ターム、選択)、「がん看護学実習Ⅲ」(4単位、2年1・2・3ターム、選択)、「がん看護学実習Ⅳ」(2単位、2年3ターム、選択)

- ③ クリティカルケア看護学：「クリティカルケア看護学概論」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「急性・重症患者看護治療技術」(2単位、1年1・2ターム、選択)、「急性・重症患者看護管理技術」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「クリティカルケア看護学演習Ⅰ」(2単位、1年3・4ターム、選択)、「クリティカルケア看護学演習Ⅱ」(2単位、1年3ターム、選択)、「クリティカル緩和ケア看護学」(2単位、1年4ターム、選択)、「クリティカルケア看護学演習Ⅲ」(2単位、1年4ターム、選択)、「クリティカルケア看護学実習Ⅰ」(3単位、2年1ターム、選択)、「クリティカルケア看護学実習Ⅱ」(3単位、2年1・2ターム、選択)、「クリティカルケア看護学実習Ⅲ」(4単位、2年1・2ターム、選択)

なお、「治療看護学特別研究計画」(2単位、1年通年、選択)、「治療看護学特別研究」(2単位、2年通年、選択)については、分野合同で専任教員が指導に当たる。

4. 履修方法

博士前期課程における授業は、科目担当者が講義を行い、演習においては学生が科目に関する文献検索・検討した内容と、自らの実践の臨床経験に照らした内容について発表し、科目担当者がコメントするという演習形式とする。授業内容が多岐にわたる科目については、必要に応じて科目についての専門知識を持つ複数の教員による合同講義を行う。また演習には、研究課題を明確にするフィールドワークを含む。

実習においては、高度実践看護師や臨床看護教育者の育成を目的に、各分野の専門看護師資格を有する実習指導者等と連携し、高度な実践のみならず、相談、調整、倫理調整、教育、研究の役割を担うための指導をおこなう。

博士前期課程は、高度実践看護師コース、臨床看護教育者コース、研究者コースの3コースをおいている。学生同士のディスカッションに重点を置いた演習や実習が主体であるため、学業に専念することを推奨する。3コースのどのコースを選択したとしても、領域の必修科目を履修したうえで、共通科目はもとより4つの分野の専門科目を履修することは制限するものではない。入学後は、入学時のガイダンス等で履修科目の概要や履修方法、修了要件等については、履修モデルをもとに説明する。

5. 分野別履修モデル

2025 博士前期課程履修モデル(基盤看護分野)

区分	授業科目		履修 年次	単位数		基盤看護分野			
				必修	選択	基礎看護学	看護学教育		国際看護学
						研究者コース	臨床看護教育者コース	研究者コース	研究者コース
共通科目	共通科目 A	看護学共通科目	看護理論	1	2	○	○	○	○
			看護管理学	1	2	○	○	○	○
			看護教育論	1	2	○	○	○	○
			コンサルテーション論	1	2	○	○	○	○
			看護倫理	1	2	◎	◎	◎	◎
			看護政策論	1	2	○	○	○	○
		研究法	看護学研究法	1	2	◆	◆	◆	◆
	共通科目 B		量的研究法	1	2	◆	◆	◆	◆
			質的研究法	1	2	◆	◆	◆	◆
		科目特別	看護の課題・展望 I	1	2	○	○	○	○
			家族看護学	1	2				
			災害看護学	1	2	○			○
		フイジナル	高度フィジカルアセスメント	1	2	◆			
		看護学	高度病態生理学	1	2	◆			
	共通科目 C		高度臨床薬理学	1	2	◆			
			臨床推論・診断学	1	2	◆	○		
		看護学	高度実践看護師の役割と機能	1	2		◆	◆	○
			ヘルスプロモーション・疾病予防	1	2		◆	◆	
専門科目	基盤看護分野		プライマリケア看護	1	2		◆	◆	
			医療の質保証と安全管理	1	2	○	◆	◆	
			小計			22単位以上	22単位以上	22単位以上	22単位以上
			看護開発特論	1	2	○			
			看護開発演習	1	4	○			
			看護生体情報特論	1	2	○			
			看護生体情報演習	1	4	○			
			看護学教育論	1	2	◆	○	○	
			看護人材開発・生涯学習論	1	2	◆	○	○	
			看護実践教育カリキュラム開発演習	1	2	◆	○	○	
			看護実践教育実習Ⅰ（基礎教育）	1	2		○	◆	
			看護実践教育実習Ⅱ（看護継続教育）	2	3		○	◆	
			看護実践教育実習Ⅲ（統合実習）	2	3		○	◆	
			国際看護学概論	1	2				○
			国際看護学方法論	1	2				○
			国際看護学演習	1	2				○
			国際看護学実践	1	2				○
			基盤看護学特別研究計画	1	2	○		○	○
			基盤看護学特別研究	2	2	○	○	○	○
			小計			12単位以上	16単位以上	12単位以上	12単位以上
			合計			34単位以上	38単位以上	34単位以上	34単位以上

1) ◎印は、看護学研究科前期課程の必修科目である。

2) ○印は、選択した専門領域における履修モデルの必修科目である。

3) ◆印は、選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目である。

4) 印のないものは自由選択科目である。

2025 博士前期課程履修モデル(広域看護分野)

区分		授業科目		履修 年次	単位数		広域看護分野				
					必修	選択	地域看護学		在宅看護学		精神看護学
							研究者コース	高度実践看護師コース	研究者コース	高度実践看護師コース	研究者コース
共通科目	共通科目A	看護学 共通科目	看護理論	1	2	○	◆ ◆ ◆ ◆ ◎ ◆ 4単位以上選択	◆ ◆ ◆ ◆ ◎ ◆ 4単位以上選択	○ ○ ○ ○ ◎ ○	◆ ◆ ◆ ◆ ◎ ◆ 4単位以上選択	○ ○ ○ ○ ◎ ○
			看護管理学	1	2	○					
			看護教育論	1	2	○					
			コンサルテーション論	1	2	○					
			看護倫理	1	2	◎					
			看護政策論	1	2	○					
	研究法	看護学研究法	1	2	◆	◆ ◆ ◆ 4単位以上選択	○	◆ ◆ ◆ 4単位以上選択	○	◆ ◆ ◆ 4単位以上選択	
		量的研究法	1	2	◆						
		質的研究法	1	2	◆						
	科目特別	看護の課題・展望Ⅰ	1	2	◆	◆ ◆ ◆ 2単位以上選択	○	◆ ◆ ◆ 2単位以上選択	○	○ ○ ○ 2単位以上選択	
		家族看護学	1	2	○						
		災害看護学	1	2	○						
	共通科目B	フイジ カル 看護学	高度フィジカルアセスメント	1	2	○	◆ ◆ ◆ ◆ 2単位以上選択	○	◆ ◆ ◆ ◆ 2単位以上選択	○ ○ ○ ○	
			高度病態生理学	1	2	○					
			高度臨床薬理学	1	2	○					
臨床推論・診断学			1	2	○						
共通科目C	高度 実践 看護学	高度実践看護師の役割と機能	1	2	◆	◆ ◆ ◆ ◆ 4単位以上選択	◆ ◆ ◆ ◆ 4単位以上選択	◆ ◆ ◆ ◆ 4単位以上選択	○		
		ヘルスプロモーション・疾病予防	1	2	○						
		プライマリケア看護	1	2	○						
		医療の質保証と安全管理	1	2	○						
			小計				22単位以上	20単位以上	22単位以上	20単位以上	22単位以上
専門科目	広域 看護 分野	地域看護学特論	1	2	○	○ ○<					

1) ◎印は、看護学研究科前期課程の必修科目である。

2) ○印は、選択した専門領域における履修モデルの必修科目である。

3) ◆印は、選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目である。

4) 印のないものは自由選択科目である。

* 高度実践看護師コースの場合：

共通科目A(看護理論、看護管理学、看護教育論、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論、看護学研究法)から8単位以上、共通科目B(高度フィジカルアセスメント、高度病態生理学、高度臨床薬理学)6単位の計14単位以上を履修すること。

2025 博士前期課程履修モデル(生涯発達看護分野)

区分	授業科目		履修 年次	単位数		生涯発達看護分野					
				必修	選択	こども看護学		母性看護学	老年看護学		
						高度実践看護師コース	研究者コース	研究者コース	高度実践看護師コース	研究者コース	
共通科目	共通科目 A	看護理論	1		2	◆	◆から2科目 4単位以上選択	○	○	○	
		看護管理学	1		2	◆	◆から2科目 4単位以上選択	○	◆	◆	
		看護教育論	1		2	◆	◆から2科目 4単位以上選択	○	◆	◆	
		コンサルテーション論	1		2	◆	◆	○	◆	◆	
		看護倫理	1	2	2	◎	◎	◎	◎	◎	
		看護政策論	1		2	◆	◆	○	◆	◆	
	研究法	看護学研究法	1		2	○	◆	◆から2科目 4単位以上選択	◆	◆から2科目 4単位以上選択	○
		量的研究法	1		2		◆	◆から2科目 4単位以上選択		◆	◆
		質的研究法	1		2		◆	◆から2科目 4単位以上選択		◆	◆
	科目 特別	看護の課題・展望Ⅰ	1		2				◆	◆から2科目 4単位以上選択	◆
		家族看護学	1		2	○	○	○	◆	◆	◆
		災害看護学	1		2				◆	◆	◆
	共通科目 B	フィジカル看護学	高度フィジカルアセスメント	1		2	○	○		○	◆
		高度病態生理学	1		2	○	○		○	◆	
		高度臨床薬理学	1		2	○	○		○	◆	
臨床推論・診断学		1		2					◆		
共通科目 C	高度実践看護学	高度実践看護師の役割と機能	1		2	○	◆	◆から1科目 2単位以上選択	◆	◆から2科目 4単位以上選択	
	ヘルスプロモーション・疾病予防	1		2	○	◆	◆から2科目 4単位以上選択		◆	◆	
	プライマリケア看護	1		2	○	◆	◆から2科目 4単位以上選択		◆	◆	
	医療の質保証と安全管理	1		2	○	◆	◆から2科目 4単位以上選択		◆	◆	
小計						24単位以上	22単位以上	22単位以上	20単位以上	22単位以上	
専門科目	生涯発達看護分野	こども健康生活論	1		2	○	○				
		こども看護援助論	1		2	○	○				
		こども臨床推論・診断学	1		2	○					
		こども看護治療技術	1		2	○					
		こども看護調整技術	1		2	○	○				
		こども高度看護学演習Ⅰ	1		2	○	○				
		こども高度看護学演習Ⅱ	1		2	○	○				
		こども高度看護学実習Ⅰ	1	6	2	○					
		こども高度看護学実習Ⅱ	2	4	2	○					
		こども高度看護学実習Ⅲ	2	2	2	○					
		母性看護対象論	1		2			○			
		女性健康支援論	1		2			○			
		女性健康活動論	1		2			○			
		母性高度看護学演習Ⅰ	2		2			○			
		母性高度看護学演習Ⅱ	2		2			○			
		老年看護学理論	1		2				○	○	
		老年看護学アセスメント論	1		2				○	○	
		老年看護学援助論	1		2				○	○	
		老年看護学病態・治療論	1		2				○		
		老年社会システム論	1		2				○		
		老年高度看護学演習Ⅰ	1		2				○		
		老年高度看護学演習Ⅱ	1		2				○		
		老年高度看護学実習Ⅰ	1		2				○		
		老年高度看護学実習Ⅱ	2	4	2				○		
		老年高度看護学実習Ⅲ	2	4	2				○		
		生涯発達看護学特別研究計画	1		2		○	○	○	○	
		生涯発達看護学特別研究	2		2	○	○	○	○	○	
小計						28単位以上	14単位以上	14単位以上	26単位以上	10単位以上	
合計						52単位以上	36単位以上	36単位以上	46単位以上	32単位以上	

1) ◎印は、看護学研究科前期課程の必修科目である。

2) ○印は、選択した専門領域における履修モデルの必修科目である。

3) ◆印は、選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目である。

4) 印のないものは自由選択科目である。

* 高度実践看護師コースの場合：

共通科目A(看護理論、看護管理学、看護教育論、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論、看護学研究法)から8単位以上、共通科目B(高度フィジカルアセスメント、高度病態生理学、高度臨床薬理学)6単位の計14単位以上を履修すること。

2025 博士前期課程履修モデル(治療看護分野)

区分	授業科目	履修年次	単位数		治療看護分野					
			必修	選択	慢性疾患看護学		がん看護学		クリティカルケア看護学	
					高度実践看護師コース	研究者コース	高度実践看護師コース	研究者コース	高度実践看護師コース	研究者コース
共通科目	看護学共通科目	看護理論	1	2	◆ ◆から3科目 6単位以上選択	◆ ◆から3科目 6単位以上選択	◆ ◆から3科目 6単位以上選択	◆ ◆から3科目 6単位以上選択	◆ ◆から3科目 6単位以上選択	◆ ◆から3科目 6単位以上選択
		看護管理学	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		看護教育論	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		コンサルテーション論	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		看護倫理	1	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護政策論	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	研究法	看護学研究法	1	2	○	◆ ◆から2科目 4単位以上選択	○	◆ ◆から2科目 4単位以上選択	○	◆ ◆から2科目 4単位以上選択
		量的研究法	1	2		◆		◆		◆
		質的研究法	1	2		◆		◆		◆
	科目別	看護の課題・展望Ⅰ	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		家族看護学	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		災害看護学	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	共通科目B	高度フィジカルアセスメント	1	2	○	◆	○	◆	○	◆
		高度病態生理学	1	2	○	◆ ◆から5科目 10単位以上選択	○	◆ ◆から5科目 10単位以上選択	○	◆ ◆から5科目 10単位以上選択
		高度臨床薬理学	1	2	○	◆	○	◆	○	◆
		臨床推論・診断学	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
	共通科目C	高度実践看護師の役割と機能	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		ヘルスプロモーション・疾病予防	1	2	◆ ◆から2科目 4単位以上選択	◆	◆ ◆から2科目 4単位以上選択	◆	◆ ◆から2科目 4単位以上選択	◆
		プライマリケア看護	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		医療の質保証と安全管理	1	2	◆	◆	◆	◆	◆	◆
		小計			20単位以上	22単位以上	20単位以上	22単位以上	20単位以上	22単位以上
専門科目	治療看護分野	慢性疾患看護学概論	1	2	○	○				
		慢性疾患看護アセスメント・治療技術	1	2	○					
		慢性疾患看護調整・管理技術	1	2	○					
		慢性疾患予防・支援技術	1	2	○					
		慢性疾患看護学演習Ⅰ	1	3	○	○				
		慢性疾患看護学演習Ⅱ	1	3	○	○				
		慢性疾患看護学実習Ⅰ	1	3	○					
		慢性疾患看護学実習Ⅱ	2	3	○					
		慢性疾患看護学実習Ⅲ	2	4	○					
		がん看護学概論	1	2			○	○		
		がん看護学病態治療論	1	2			○	○		
		がん看護学生活援助論	1	2				○		
		がん看護学治療看護論Ⅰ	1	2			○	○		
		がん看護学治療看護論Ⅱ	1	2			○	○		
		がん看護学演習Ⅰ	1	2			○	○		
		がん看護学演習Ⅱ	1	2			○	○		
		がん看護学実習Ⅰ	1	2			○	○		
		がん看護学実習Ⅱ	2	2			○	○		
		がん看護学実習Ⅲ	2	4			○	○		
		がん看護学実習Ⅳ	2	2			○	○		
		クリティカルケア看護学概論	1	2					○	○
		急性・重症患者看護治療技術	1	2					○	○
		急性・重症患者看護管理技術	1	2					○	○
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ	1	2					○	○
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ	1	2					○	○
		クリティカル緩和ケア看護学	1	2					○	○
		クリティカルケア看護学演習Ⅲ	1	2					○	○
		クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2	3					○	○
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ	2	3					○	○
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ	2	4					○	○
		治療看護学特別研究計画	1	2		○		○		○
		治療看護学特別研究	2	2	○	○	○	○	○	○
		小計			26単位以上	12単位以上	26単位以上	12単位以上	26単位以上	12単位以上
		合計			46単位以上	34単位以上	46単位以上	34単位以上	46単位以上	34単位以上

1) ◎印は、看護学研究科前期課程の必修科目である。

2) ○印は、選択した専門領域における履修モデルの必修科目である。

3) ◆印は、選択した専門領域における履修モデルの選択必修科目である。

4) 印のないものは自由選択科目である。

* 高度実践看護師コースの場合：

共通科目A(看護理論、看護管理学、看護教育論、コンサルテーション論、看護倫理、看護政策論、看護学研究法)から8単位以上、共通科目B(高度フィジカルアセスメント、高度病態生理学、高度臨床薬理学)6単位の計14単位以上を履修すること。

6. 実習

1) 実習の目的

高度実践看護師コースでは、日本看護系大学協議会が定める専門看護師資格取得に必要な実習（実践・相談・調整・倫理調整・教育）をそれぞれの分野において実施する。臨地実習では看護学共通科目と高度実践看護師育成科目、および専門科目におけるそれぞれの専門科目で取得した専門知識と高度な技術を基に、臨地実習先で専門看護師に求められる能力を修得することを目的とする。

臨床看護教育者コースでは、看護基礎教育、新人教育、継続教育等の看護教育を企画し実施できることを目的とする。また研究者コースでは、実践に根差した研究に取り組むため、研究課題を焦点化するためのフィールドワークを中心に実習をおこなう。

なお臨地実習の内容については、学生それぞれの研究課題に応じて、指導教員と相談の上、実習内容・計画を決定する。それぞれのコースにおける各専門分野の実習の内容は以下の通りである。

2) 高度実践看護師コース

実践力を客観的に判断し高度看護実践へと導くため、シミュレーション教育を積極的に導入しながら、プライマリケアから高度先進医療を担うという医療提供レベルの異なる施設で実習をおこなう。

- ① 在宅看護学：分野専門科目で選択した内容の修学ができる実習、高度実践看護師（専門看護師）として6つの能力を高め、在宅看護スペシャリストの役割を担うことができる実習、訪問看護事業所の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する実習、在宅チーム医療（終末期医療グループ等）、医療機関の退院調整部における実習をおこなう。
- ② 精神看護学：スーパービジョンを受けながら、精神看護専門看護師の役割機能の実習、医療施設等における精神科診断・治療実習、医療施設等における直接ケア実習、分野専門科目（リエゾン）領域における直接ケア実習、医療施設又は地域におけるコンサルテーション・コーディネーション実習をおこなう。
- ③ 老年看護学：講義・演習などで学んだ理論、知識、技術を実践に適応統合し、専門的看護の実践能力を高める。分野専門科目において選択した特定の分野において実習をおこなう。

- ④ こども看護学:実習は、「こどもの診断・治療実習」と「専門看護師実習」がある。「こどもの診断・治療実習」は、こどもの代表的な疾患について、症状の査定、診断・治療のプロセスを見学や実践を通して学ぶ。「専門看護師実習」では、看護の難しいこども／親／家族のケアを実践し、事例の分析、コンサルテーション、調整、倫理調整、教育について、ケアとキュアを統合した高度な実践技術を修得する。本学の専門領域はプライマリケアであるため、プライマリケアの特殊性を踏まえた実習もおこなう。
- ⑤ 慢性疾患看護学：既存の知識・技術を統合して、慢性疾患とともに生きる人や家族に対して、包括的アセスメントを実施し、高度な看護実践を提供する。専門看護師に求められる、教育、相談、調整、倫理調整について、実践を通して学ぶ。生活の質重視の観点から求められる、基本的な医学的評価・判断に基づく薬物療養や医療処置の管理について、実践を通して学ぶ。
- ⑥ がん看護学：がん患者および家族に対して、熟練した高度なケア技術とキュアの知識を用いて看護を実践する能力を培い、がん看護領域での役割開発、倫理的判断能力、教育、相談、他職種との連携・調整に関する能力を修得する。
- ⑦ クリティカルケア看護学：(ICU、CCU、GICU、救命・救急治療室等)クリティカル期のケア体験を中心とするが、ケア・処置の継続性を考え、ポスト・クリティカル期、急性期リハビリテーションケアを含めて実習をおこなうことが望ましい。

3) 臨床看護教育者コース

看護基礎教育、新人教育、継続教育等の看護教育を受ける者の発達段階やレディネスに応じた教育が展開できるよう、指導教員と共に本学学部生および附属病院等の看護師への教育を企画し実施する。

4) 研究者コース

実践に根差した研究に取り組むため、必要時研究課題を焦点化するためのフィールドワークを中心に実習をおこなうことがある。

5) 実習方法

実習施設に所属する熟練した看護実践の経験を持つ高度実践看護師と本学看護学研究科の実習担当教員が打ち合わせのうえ、学生が高度実践看護師として、あるいは臨床看護教育者として、および研究者のフィールドワークとして、必要な看護実践能力、高度な倫理的判断能力、ケアに必要な調整能力を発展させることができる実習とする。

6) 実習先との連携と指導計画

実習先施設に所属する看護部の教育担当者および専門看護師と本学看護学研究科の専門看護分野の各指導教員が臨地実習の内容、日程、指導方法、評価方法などについて検討する。そのうえで連携を取りながら、臨地実習に参加する学生が高度実践看護師、あるいは臨床看護教育者としての実習が成り立つように指導する。

7. 研究指導

博士前期課程では、看護学における実践者の育成のために、入学以前の臨床経験を基盤として臨床能力の向上をはかり、看護学における研究課題を探究することを目的とする。具体的には専門科目の各4分野に「看護学特別研究」を設け、それぞれの分野における研究課題を探究し、複数指導教員のもとで指導を受け、研究マインドを涵養しながら修士論文の作成を行う。

研究に関する科目としては、共通科目Aの研究法の「看護学研究法」2単位、「量的研究法」2単位、「質的研究法」2単位のうち2単位以上を各領域における選択必修科目としている。これらの科目は時間割上全て履修することを可能としており、最大で6単位取得することができ、必要に応じて適切な研究法の履修を勧める。

1) 高度実践看護師コース

学生は、卓越した臨床能力を期待されており、臨床実践に強く関連した課題に基づく修士論文の作成を求められる。事例研究、特定の介入技術の評価研究、その他臨床看護上の課題を解決するために取り組むプロジェクトなどを含んでおり、1年次は実習やフィールドワークを行う時間が多く、1月ごろから指導教員と相談の上、テーマを絞る。研究の結果を修士論文として完成させる。

2) 臨床看護教育者コース

学生は、臨床看護教育者育成の観点から、臨床実践に関連した課題に基づく修士論文の作成を求められる。臨床看護教育における研究課題を明確にしながら、文献検討、研究方法の決定、研究法を習得し、研究計画書を作成する。事例研究、特定の介入技術の評価研究、その他臨床看護教育上の課題を解決するために取り組むプロジェクトなどを含んでおり、1年次は実習やフィールドワークを行う時間が多く、1月ごろから指導教員と相談の上、テーマを絞る。研究の結果を修士論文として完成させる。

3) 研究者コース

学生は、研究法に関連した科目の履修を重点的に行い、看護における研究課題を明確にしながら、文献検討、研究方法の決定、研究法を習得し、基礎的研究力を身につけると

もに、研究計画書を作成する。研究計画書審査を経て研究をすすめ、修士論文として完成させる。

各コースの修士論文の進め方は下記の通りである。

「高度実践看護師コース」「臨床看護教育者コース」は、フィールドワークを行う時間が多く、その時間の確保のため、「研究者コース」と進行が異なる。

研究指導の進め方については、指導教員が研究目的などを学生と個別に面談し、学生の研究計画が具体的に進捗できるようにする。

審査にあたって、修士論文及び最終試験の主査・副査については、2年次10月ごろにあらためて研究科委員会において決定される。指導している過程で学生の求める課題の変化やさらに専門的知識を有する教員の追加が必要と認められた場合、審査にあたり指導教員と主査・副査が異なるケースがある。

修士論文の進め方 (3月修了者)

時期		高度実践看護師コース	臨床看護教育者コース	研究者コース
1 年 次	前期	4月	主指導教員決定	主指導教員決定
		5月		
		6月	科目履修を進めながら、主指導教員の指導の基に研究課題を探索しながら、文献検討を通して課題を明確にする。	
		7月		
		8月		(必要ならば演習やフィールドワークにより) 指導教員と相談の上、テーマを絞る。
		9月	演習やフィールドワークにより臨床現場での看護上の課題を探索する。指導教員と相談の上、テーマを絞る。	研究計画書の作成開始
	後期	10月	演習やフィールドワークにより臨床現場での看護上の課題を探索する。指導教員と相談の上、テーマを絞る。	副指導教員決定(11月看護学研究科委員会)
		11月		研究計画書提出
		12月		↓
		1月	研究計画書の作成開始	研究計画審査委員会審査
		2月	副指導教員決定(2月看護学研究科委員会)	↓
		3月	研究計画書提出(主・副指導教員承認) ⇒ 倫理審査委員会申請	看護学研究科委員会承認 ↓ 倫理審査委員会申請
2 年 次	前期	4月		
		5月		
		6月		
		7月		
		8月		
		9月		
	後期	10月		
		11月	主査・副査決定(11月看護学研究科委員会)	
		12月		
		1月	修士論文提出	
		2月	学位(修士)申請書提出 ⇒ 修士論文審査と口頭試問(修士論文審査委員会) 論文正本と論文概要提出	
		3月	修士論文審査・学位授与審査(看護学研究科委員会) ⇒ 修士論文発表会	

修士論文の進め方 (9月修了者)

時期		高度実践看護師コース	臨床看護教育者コース	研究者コース
2 年 次	前期	4月		
		5月		
		6月		
		7月		
		8月		
		9月		
	後期	10月		
		11月		
		12月		
		1月		
		2月		
		3月		
(翌年度) 2 年 次	前期	4月		
		5月	主査・副査決定(5月看護学研究科委員会)	
		6月		
		7月	修士論文提出	
		8月	学位(修士)申請書提出 ⇒ 修士論文審査と口頭試問(修士論文審査委員会) 論文正本と論文概要提出	
		9月	修士論文審査・学位授与審査(看護学研究科委員会) ⇒ 修士論文発表会	

8. 学位（修士）論文について

1) 研究計画書について

論文研究計画書は、主指導教員・副指導教員の指導のもとに作成する。

① 研究計画書の審査

高度実践看護師コース・臨床看護教育コース

研究計画書を主指導教員・副指導教員に提出し、承認を得る。

研究者コース

研究計画審査申請書および研究計画書を事務室へ提出する。研究計画審査委員会で審査を受け、看護学研究科委員会で承認を得る。審査委員は主指導教員と副指導教員からなり、主指導教員が委員長となる。開催日は委員が決める。

② 研究計画書の作成

以下の項目で構成する。所定の様式はない。枚数は制限しない。

- (1) 研究課題
- (2) 研究の動機と背景（先行研究）
- (3) 文献検討
- (4) 研究の意義（看護学に期待される研究成果）
- (5) 研究目的
- (6) 研究方法（倫理的配慮含む）
- (7) 文献（引用文献のみとする）

2) 研究倫理審査について

① 提出書類

審査書類の作成・申請は、倫理審査申請システムで行う。

<https://kmu.bvits.com/rinri/Common/>

研究倫理審査の詳細については、関西医科大学 倫理審査センター HP（学内専用）を確認する。

<http://www.tnoc.kmu.ac.jp/rinric/>

問い合わせ先：関西医科大学倫理審査センター

rinniirb@hirakata.kmu.ac.jp

② 受審する倫理委員会

研究フィールドが本学関連病院の場合は、病院研究倫理審査委員会で受審、学外の場合は、医学倫理審査委員会で受審する。

③ 開催日

倫理委員会は月1回であるため、ネット上で開催日を確認して受審が遅れないように申請する。

④ 倫理委員会承認書（倫理審査結果通知書）

倫理委員会承認後に受け取った承認書（通知書）は修士論文作成の際に必要なもので、各自保管しておく。

3) 修士論文について

① 修士論文の作成

別途定める。

② 学位の申請と論文の提出

学位申請書および修士論文を提出する。

③ 修士論文審査・学位授与審査

修士論文審査委員会で論文審査を受け、修士論文審査・学位授与審査は看護学研究科委員会で承認する。審査委員会は、主査1名と副査2名からなり、主査が委員長となる。主指導教員は主査にはならない。

④ 修士論文の提出

修士論文は、修士論文審査後に論文を修正し、論文正本（論文要旨を含む）を提出する。

⑤ 修士論文発表会

学位授与審査合格後に、論文発表会で論文発表を行う。

4) 修士論文審査基準

修士論文について、博士前期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に判断する。

① 看護実践への貢献が明らかなものであること

② 研究（プロジェクトを含む）の背景・意義について、先行研究も検討した上で整理されていること

研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされていること

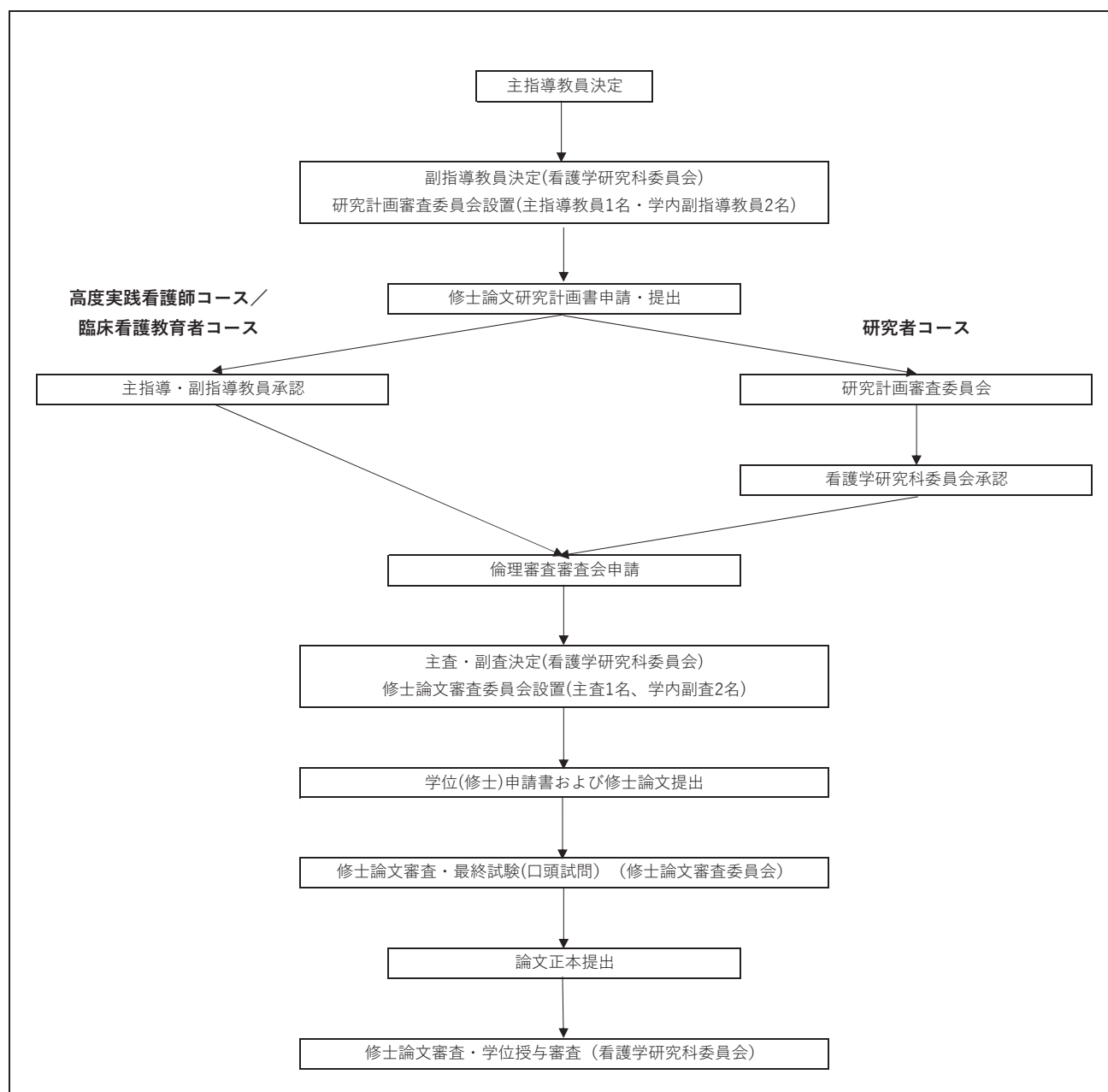
独自の研究結果に基づき、論文として一貫した論旨で構成されていること

③ 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切であること

5) 最終試験

3つのコースともに修士論文審査を終了し、引き続き最終試験を行う。最終試験は修士論文審査を担当した審査委員会で個別に行われる。最終試験では、博士前期課程での修得した知識、思考能力などを含め総合的に口頭試問を行い、その結果を研究科委員会へ報告する。

研究計画書申請から学位(修士)授与審査までの流れ



9. 修了要件

1) 科目の評価

授業科目評価は、試験の結果及び日常の学習状況（課題のディスカッションでの質疑・討議、課題への情報収集力・分析力、看護実践への活用力、看護学の創造力、新たなことへの挑戦力等）を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 科目評価は、秀、優、良、可、及び不可の表記とする。
- (4) 合格した科目については、再評価はしない。

2) 学位授与

博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在籍し、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

各履修コースにおける必要単位数（2025年度入学生）

分野	領域	臨床看護教育者コース			高度実践看護師コース			研究者コース		
		共通科目	専門科目	計	共通科目	専門科目	計	共通科目	専門科目	計
基盤看護	基礎看護学	—	—	—	—	—	—	22	12	34
	看護学教育	22	16	38	—	—	—	22	12	34
	国際看護学	—	—	—	—	—	—	22	12	34
広域看護	地域看護学	—	—	—	—	—	—	22	12	34
	在宅看護学	—	—	—	20	26	46	22	14	36
	精神看護学	—	—	—	20	26	46	22	12	34
生涯発達看護	こども看護学	—	—	—	24	28	52	22	14	36
	母性看護学	—	—	—	—	—	—	22	14	36
	老年看護学	—	—	—	20	26	46	22	10	32
治療看護	慢性疾患看護学	—	—	—	20	26	46	22	12	34
	がん看護学	—	—	—	20	26	46	22	12	34
	クリティカルケア看護学	—	—	—	20	26	46	22	12	34

Ⅲ. 博士後期（博士）課程の教育課程

自立した高度な研究力と教育力、新たなことへの挑戦力、および変革力を有し、長期的およびグローバルな視野で看護学の発展に寄与できる、創造性豊かな教育力と研究力を有する人材の育成を目的とする。

1. 求める人材像

アドミッション・ポリシー

- ① 人の尊厳を尊重し、高い倫理観のもとで社会に貢献する意思と使命感を有する人
- ② 専門分野に精通した知識と柔軟な発想を有する人
- ③ 看護実践力を基盤とし看護を取り巻く環境で生じる現象を見極め、教育と研究を推進できる人
- ④ 生活する人の視点とグローバルな視野を併せ持ち、看護の革新を目指す人
- ⑤ 看護学の発展につながる研究力・教育力および革新する力を高めることへの強い意志を有する人

2. 教育課程の特色

1) ディプロマ・ポリシー

- ① 看護実践に不可欠な科学的・学際的な知識を基に看護実践を創造するための自立した研究活動、および次世代の看護を見据えた教育力をもつことができる。
- ② 国内外の専門家と協働して、人々の健康と生活にかかわる社会システムの構築および変革を行うことができる。
- ③ 看護が社会に果たすべき役割を自覚し、専門職としての高い倫理観と責任感を基に看護実践を革新するための開発を行うことができる。
- ④ 人々の生活の質（Quality of life：QOL）、社会の発展および平和に貢献することができる。

2) カリキュラム・ポリシー

- ① 看護学の学術的発展を教育・研究を通して担う力を修得するための基盤となる看護理論や研究法を学ぶ授業を配置する
- ② 環境と健康との関連を、地域、国内、国際的視野で捉え、看護がなすべき方向や課題を洞察、革新する力を養うための科目を配置する
- ③ 専門分野の学識を深めるため、専門分野には特論と演習を配置する

- ④ 看護を取り巻く環境で生じる現象を多角的な観点から捉え自立した研究能力を培うため、多様な研究法の講義・演習を配置する

3) カリキュラムの編成

博士後期課程は、看護実践に根差した高い教育能力と研究能力を有する人材の育成のための科目を配置する。専門分野として、博士前期課程と同様に基盤看護、広域看護、生涯発達看護、治療看護の4分野を設け、教育の一貫性を保持しながら専門分野の学びを深めることを目的としている。また、実践を革新するための研究課題に取り組み、自立した研究能力を養うため特別研究を配置している。

3. 科目

1) 共通科目

専門分野を支える共通科目として、看護学共通科目と論文支援科目を配置した。看護学共通科目は10科目から構成し、「看護と科学」、「看護の概念・理論構築」、「看護学研究法発展」、「質的看護研究法発展」、「量的看護研究法発展（介入・尺度開発を含む）」、「看護の課題・展望Ⅱ」である。また、研究活動を支えるための科目である論文支援科目には、「研究計画Ⅰ」、「研究計画Ⅱ」、「英語論文作成法」の3科目を配置し、自立した研究能力と英語論文作成能力を養う。

(1) 看護学の学術的発展を教育・研究を通して担う力を修得する授業

- ① 「看護と科学」(2単位、1年1・2ターム、必修)：学問の知の発達を探究しながら、実践科学である看護学の学問的基盤や構造と機能について学び、看護学の発展と今後の展望について理解を深める。
- ② 「看護の概念・理論構築」(2単位、1年3・4ターム、必修)：看護学分野において自立した研究者として看護としての哲学、論述能力を持つために理論の分析方法を学び、理論構築の方法を修得する。また、研究過程で用いる概念の明確さを確保するため概念分析の重要性を理解する。さらに、自らが関心のある概念を分析し、看護学にかかわる理論・概念を開発・探求する力を修得する。加えて、教育・研究者として必要な倫理についての学びを深める。

(2) 自立した研究能力を培う授業

- ① 「看護学研究法発展」(1単位、1年1ターム、必修)：看護学の構築と関連する研究法の概要を学び、看護学分野の研究者として研究活動を行うために必要な高度な研究方法について学修する。
原著論文のクリティークを行い、質の高い研究における方法等について理解を深める。また、看護科学において自立した研究活動を目指す研究者としての責任や研究倫理を学修する。
- ② 「質的看護研究法発展」(2単位、1年3ターム、選択)：質的研究の前提にある解釈パラダイムを理解し、看護における質的研究の役割や種類とその特徴、および評価基準を学修する。さらに、質的研究の動向を知ることを通して、看護学への貢献と課題を明らかにする。また、自己の研究課題で用いる質的研究の手法を特定し、その研究手法を用いて研究する能力を修得する。

- ③ 「量的看護研究法発展（介入・尺度開発を含む）」（2単位、1年3ターム、選択）：看護における量的研究（尺度開発を含む）、介入研究の様々な方法とその特徴、介入研究で有用な統計学的方法、研究デザインの利点や限界、介入研究のプログラムの立案および倫理的課題を学ぶ。量的研究法や介入研究法を用いた研究の文献検索・検討（クリティーク）を通して、量的研究および介入研究の課題や今後の展望についての学びを深め、その上で自らの研究領域における量的デザインの看護研究、介入プログラムおよび介入成果検証プログラムを立案できる能力を修得する。

（3）看護がなすべき方向や課題を洞察、革新する力を養うための授業

- ① 「看護の課題・展望Ⅱ」（2単位、1年3・4ターム、選択）：国連が提示している Sustainable Development Goals の17の目標について、各担当教員が専門領域の立場から話題を提供し、学生が世界の状況等を俯瞰しながら自己の現在の立場から今後の医療や看護の方向性・課題、および各自の役割や課題等について探求する。

（4）看護を変革する研究能力を培う授業

- ① 「研究計画Ⅰ」（1単位、1年3ターム、必修）：博士論文の研究計画立案の初期段階から、リサーチクエスチョン、研究デザイン、研究方法の一貫性や妥当性についての多面的な検討を行い、研究の方向性を見定める視点を修得する。情報収集方法についても、学生自らの研究にひきつけて検討する。
- ② 「研究計画Ⅱ」（1単位、1年4ターム、必修）：博士論文の研究計画立案の中盤段階から、研究全体の一貫性や妥当性についての多面的な検討を行い、博士論文作成のための研究計画の妥当性や信頼性を高められる能力を修得する。
- ③ 「英語論文作成法」（1単位、1年2ターム、選択）：科学論文を英語で書くための基本構成、文法、基本的事項や留意点などの基礎的な知識と論文作成法を修得する。さらに、英語論文の学会での発表や学術誌へ投稿する際の基本的な知識・技術について修得する。

2）専門科目

（1）看護の各専門分野における学術的発展を担うための授業

専門分野は、基盤看護分野、広域看護分野、生涯発達看護分野、治療看護分野の4分野で構成する。各分野の学術的発展を担うため、分野に特論と演習の科目を設定した。特論はオムニバスと一部教員共同の授業を展開する。

<基盤看護分野>

- ① 「基盤看護学特論」(2単位、1年1・2ターム、選択)：基盤看護分野における実践を変革するための研究に取り組むため、基礎看護学・看護教育学・国際看護学領域それぞれの根幹となる考え方、最新の知見、用いる理論の傾向を含め、行われている研究を概観する。教員も、それぞれの研究の動向について学生と共有し、複数での指導体制をとる意味を、身をもって理解できるように工夫する。また、それぞれの実践の場で用いられる研究手法の看護的活用についても見解を深める。領域を超えた方法論の開発の可能性や特性について学生が共有できるように授業を進める。観察・介入を行うことで自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究の実施に必要な研究方法を学ぶ。
- ② 「基盤看護学演習」(4単位、1年3・4ターム、選択)：基盤看護分野における実践を変革するための研究に取り組むための、基盤看護分野の各領域で、活用されている研究方法を探究する。また、実践の場で観察・介入を行うことで自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究の実施に必要な研究方法を習得する。

<広域看護分野>

- ① 「広域看護学特論」(2単位、1年1・2ターム、選択)：広域看護分野における理論や最近の研究動向を学び、看護実践を変革するための研究への取り組み方、最新の知見、用いる理論の傾向を含め、行われている研究を概観する。教員も広域看護学にかかわる研究の動向について学生と共有し、複数での指導体制の充実を図る。各領域における実践の場で用いられる研究手法の看護的活用について見解を深める。領域を超えた広域看護分野としての方法論の開発について学生が共有できるように授業を展開する。観察や介入を行うことを通して、自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究実施に必要な研究方法を学ぶ。
- ② 「広域看護学演習」(4単位、1年3・4ターム、選択)：広域看護分野における実践を変革するための研究に取り組むための、広域看護分野の各領域で、活用されている研究方法を概観する。また、実践の場で観察・介入を行うことで自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究の実施に必要な研究方法を習得する。

<生涯発達看護分野>

- ① 「生涯発達看護学特論」(2単位、1年1・2ターム、選択)：生涯発達看護分野における理論や最近の研究動向を学び、看護実践を変革するための研究に取り組むため、こども看護学、母性看護学、老年看護学領域それぞれの根幹となる考え方、最新の知見、用いる理論の傾向を含め、行われている研究を概観する。教員も生涯発達看護

護学にかかわる研究の動向について学生と共有し、複数での指導体制の充実を図る。各領域における実践の場で用いられる研究手法の看護的活用について見解を深める。領域を超えた生涯発達看護分野としての方法論の開発について学生が共有できるように授業を展開する。観察や介入を行うことを通して、自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究実施に必要な研究方法を学ぶ。

- ② 「生涯発達看護学演習」(4単位、1年3・4ターム、選択)：生涯発達看護分野における実践を変革するための研究に取り組むための、生涯発達看護分野の各領域で、活用されている研究方法を概観する。また、実践の場で観察・介入を行うことで自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究の実施に必要な研究方法を習得する。

＜治療看護分野＞

- ① 「治療看護学特論」(2単位、1年1・2ターム、選択)：治療看護分野における理論や最近の研究動向を学び、看護実践を変革するための研究に取り組むため、慢性疾患看護学、がん看護学、クリティカルケア看護学領域それぞれの根幹となる考え方、最新の知見、用いる理論の傾向を含め、行われている研究を概観する。教員も治療看護学にかかわる研究の動向について学生と共有し、複数での指導体制の充実を図る。各領域における実践の場で用いられる研究手法の看護的活用について見解を深める。領域を超えた治療看護分野としての方法論の開発について学生が共有できるように授業を展開する。観察や介入を行うことを通して、自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究実施に必要な研究方法を学ぶ。
- ② 「治療看護学演習」(4単位、1年3・4ターム、選択)：治療看護分野における実践を変革するための研究に取り組むための、治療看護分野の各領域で、活用されている研究方法を概観する。また、実践の場で観察・介入を行うことで自己の関心のある現象の焦点化を図り、研究の実施に必要な研究方法を習得する。

(2) 看護実践の革新及び看護学を創造するための自立した研究能力を修得する授業

「看護学特別研究」(4単位、1～3年、必修)：実践に根差した看護学の構築に向けて研究を実施するために博士論文作成の指導を受ける。関心のある専門分野の研究課題について文献検索・検討を実施しながら、研究の前提となる概念枠組みや研究の基盤を明確にする。研究倫理に基づき研究テーマ、研究目的、研究方法を明確にし、それに適したデータ収集・分析・考察等の研究の一連の研究プロセスについて修得する。本研究指導は主指導教員を中心に学生が複数の教員から指導を受けられるように構造化されている。

4. 履修方法（履修モデル）

博士後期課程は、4 分野（基盤看護、広域看護、生涯発達看護、治療看護）の全てが、教育・研究コースである。

必修科目として、看護学共通科目の「看護と科学」「看護の概念・理論構築」は各 2 単位「看護学研究法発展」は 1 単位で 5 単位履修する。論文支援科目の「研究計画Ⅰ」「研究計画Ⅱ」は各 1 単位で 2 単位履修する。また、選択科目から 1 単位以上履修する。専門分野必修科目、特論 2 単位、演習 4 単位を履修し、看護学特別研究 4 単位を履修する。尚、印のない科目は、自由に選択できる科目である。

研究指導の進め方については、研究目的などを学生と個別に面談し、学生の研究計画が具体的に進捗できるようにする。学生の教育レベルや希望する専門分野等をヒアリングの上、履修指導、研究指導を個別に行う。博士後期課程においては、一貫した研究指導を受け、研究を遂行し、博士論文を執筆するため、十分に研究に専念する時間を充てることが望ましい。

履修モデル

2025 博士後期課程履修モデル

区分			履修 年次	単位数		基盤看護分野	広域看護分野	生涯発達看護分野	治療看護分野
				必修	選択	基盤看護学	広域看護学	生涯発達看護学	治療看護学
共通科目	看護学 共通科目	看護と科学	1	2		◎	◎	◎	◎
		看護の概念・理論構築	1	2		◎	◎	◎	◎
		看護学研究法発展	1	1		◎	◎	◎	◎
		質的看護研究法発展	1		2				
		量的看護研究法発展	1		2				
		看護の課題・展望Ⅱ	1		2				
	論文 支援 科目	研究計画Ⅰ	1	1		◎	◎	◎	◎
		研究計画Ⅱ	1	1		◎	◎	◎	◎
		英語論文作成法	1		1				
		小計				8単位以上	8単位以上	8単位以上	8単位以上
専門科目	基盤 看護 分野	基盤看護学特論	1		2	○			
		基盤看護学演習	1		4	○			
	広域 看護 分野	広域看護学特論	1		2		○		
		広域看護学演習	1		4		○		
	生涯 発達 看護 分野	生涯発達看護学特論	1		2			○	
		生涯発達看護学演習	1		4			○	
	治療 看護 分野	治療看護学特論	1		2				○
		治療看護学演習	1		4				○
		小計				6単位	6単位	6単位	6単位
特別研究	特別研究	看護学特別研究	1～3	4		◎	◎	◎	◎
		小計				4単位	4単位	4単位	4単位
合計						18単位以上	18単位以上	18単位以上	18単位以上

- 看護学共通科目の看護と科学、看護の概念・理論構築は各2単位、看護学研究法は1単位で5単位履修すること。
- 論文支援科目の研究計画Ⅰ、研究計画Ⅱは各1単位で2単位履修すること。
- 共通科目の選択科目から1単位以上履修すること。
- 専門分野必修科目、特論2単位、演習4単位を履修し、看護学特別研究4単位を履修すること。
- 修了に必要な単位は、18単位以上であり、かつ、最終試験を受け合格すること。

- ◎ 看護学研究科博士後期課程の必修科目
○ 選択した専門分野の必修科目
無印 選択科目

5. 研究指導

看護学特別研究は、1年次から3年次まで継続して履修する。

1年次

授業科目のうち、看護学共通科目から6単位以上、論文支援科目から2単位以上、及び専門科目の分野別から6単位（特論2単位、演習4単位）、合計14単位以上を修得した学生は、博士論文研究計画書審査の準備にとりかかることができる。

学生が1年次当初より博士論文作成に繋がるよう看護学特別研究の研究指導を受ける体制を整えるため、学生入学時に看護学研究科委員会で主指導教員を決定する。学生は主指導教員より、文献研究や実践の場における予備調査研究の指導を受け、3学期までに、博士論文作成の基礎となる実践に根差した独創性の高い研究課題を見出す。

2年次

2年次から、博士論文研究計画書審査を受けることができる。学生は審査を受ける準備が整い次第、博士論文研究計画申請書と計画書書類を看護学研究科委員会に提出する（博士論文研究計画審査）。博士論文倫理審査申請書と書類を倫理委員会に提出し、博士論文倫理審査の承認を得た後に、研究を開始する。主指導教員と副指導教員の指導を得て研究を遂行し、博士論文の作成を開始する。

1学期に、各学生が主指導教員と副指導教員2名以上から指導を受けることができる体制を看護学研究科委員会で整える。副指導教員は、研究内容・方法に応じた教員2名以上とし、必要に応じて外部有識者に依頼することができる。学生は、主指導教員と副指導教員より、博士論文研究計画書審査と博士論文倫理審査を受けるための指導を受ける。また、論文作成のための研究方法、データ収集・分析等の指導を受ける。主指導教員と副指導教員の指導の基に、研究計画書の作成を開始する。

2学期までに、主論文の研究の前提となる副論文（文献研究あるいは予備調査研究）を日本看護系学会協議会に加盟している学術学会誌（英語論文を含む）、または同レベルの学術学会誌（英語論文を含む）に投稿する。海外誌に投稿する場合は、2名以上の査読がある学術誌とする。副論文となる文献研究と予備調査研究は、博士論文の研究の焦点化を図り研究課題へと導くための研究である。文献研究は国内外の論文検討や概念分析、また、予備調査研究は、実践の場における調査や小規模な予備実験などとする。

3年次

主指導教員と副指導教員は、2年次に得られたデータを基に、博士論文作成への具体的な指導を行い博士論文を完成させる。

学生は、博士論文審査申請前に作成中の博士論文の公聴会で、本学および他大学教員や学

生からの指導・助言を得る。公聴会での指導・助言を基に論文の修正を行う。3学期に学位申請書と博士論文（必要部数）、および、掲載された副論文1本以上（学術誌への掲載証明書でも可能）、機関リポジトリ公表に関する確認票、許諾書を看護学研究科委員会へ提出する。看護学研究科委員会は博士論文審査委員会を設置する。博士論文審査委員会は、主査1名、副査2名以上で構成（看護学研究科委員会メンバー）する。主査は主指導教員以外とし、副査は必要に応じて学内外機関の有識者に依頼することができる。博士論文審査は、主査1名と副査2名以上で論文審査および口頭試問を実施する。学生は、博士論文審査委員会による指導を受け、修正が必要な場合は期日までに修正後、論文正本（論文要旨を含む）を看護学研究科委員会へ提出する。

看護学研究科委員会は、博士論文審査委員会の報告を受けて、博士論文審査と学位授与の可否の判定を決定する。

学位授与審査合格後に博士論文発表会で論文発表を行う。

学位授与式終了後

1ヶ月以内に、機関リポジトリ公表のための博士論文1部全文・要旨の電子データを提出する。

博士論文の進め方（3月修了者）

時期		教育研究コース
1 年次	前期	4月 主指導教員決定
		5月
		6月 科目履修を進めながら、主指導教員の基に研究の焦点化を図る。
		7月
		8月
		9月 主指導教員の指導の基に課題の焦点化を図り、研究デザインを検討する。
	後期	10月
		11月
		12月
		1月 主指導教員の指導の基に研究方法の検討、研究計画の実現性を検討する。
		2月 副指導教員決定(2月看護学研究科委員会)
		3月 主指導教員と副指導教員の基に研究計画書の作成を開始する。
2 年次	前期	4月 研究計画書提出 ⇒ 研究計画審査委員会審査 ⇒ 看護学研究科委員会承認
		5月 倫理審査委員会申請
		6月
		7月
		8月
		9月
	後期	10月 ↓ ↓ ↓ 副論文を学術学会誌に投稿 ↓ ↓ ↓
		11月
		12月
		1月 主指導教員と副指導教員の基に研究を遂行する。
		2月
		3月
3 年次	前期	4月
		5月
		6月 主指導教員と副指導教員の基に博士論文の作成を開始する。
		7月
		8月 主査・副査決定(看護学研究科委員会)
		9月 博士論文審査委員会設置(主査・副査)
	後期	10月
		11月 博士論文公聴会*
		12月
		1月 学位(博士)申請書および掲載された副論文と博士論文提出
		2月 博士論文審査と最終試験(口頭試問)(博士論文審査委員会) ⇒ 論文正本と論文概要提出
		3月 博士論文審査・学位授与審査(看護学研究科委員会) ⇒ 博士論文発表会

*公聴会は修業年限を超えた者に対しては随時開催する。

6. 学位（博士）論文について

1) 研究計画書について

研究計画書は、主指導教員・副指導教員の指導のもとに作成する。

(1) 研究計画書の審査

研究計画審査申請書を付けて研究計画書を事務室へ提出する。研究計画審査委員会で審査を受け、看護学研究科委員会で承認を得る。審査委員は主指導教員と副指導教員からなり、主指導教員が委員長となる。開催日は委員が決める。

(2) 研究計画書の作成

以下の項目で構成する。所定の様式はない。枚数は制限しない。

- ① 研究課題
- ② 研究の動機と背景（先行研究）
- ③ 文献検討
- ④ 研究の意義（看護学に期待される研究成果）
- ⑤ 研究目的
- ⑥ 研究方法（倫理的配慮含む）
- ⑦ 文献（引用文献のみとする）

2) 研究倫理審査について

(1) 提出書類

審査書類の作成・申請は、倫理審査申請システムで行う。

<https://kmu.bvits.com/rinri/Common/>

研究倫理審査の詳細については、関西医科大学 倫理審査センター HP（学内専用）を確認する。

<http://www.tnoc.kmu.ac.jp/rinric/>

問い合わせ先：関西医科大学倫理審査センター

rinniirb@hirakata.kmu.ac.jp

(2) 受審する倫理委員会

研究フィールドが本学関連病院の場合は、病院研究倫理審査委員会で受審、学外の場合は、医学倫理審査委員会で受審する。

(3) 開催日

倫理委員会は月1回であるため、ネット上で開催日を確認して受審が遅れないように申請する。

(4) 倫理委員会承認書（倫理審査結果通知書）

倫理委員会承認後に受け取った承認書（通知書）は博士論文作成の際に必要なもので、各自保管しておく。

3) 公聴会について

(1) 公聴会の時期

博士論文審査申請前（3年次11月）に開催する。ただし、修業年限を超えた者に対しては随時開催する。

(2) 公聴会申請

公聴会申請は、3月修了者は9月末締切とする。修業年限を超えている者については随時申請とし、申請が受理された日より2カ月以内に公聴会を開催し、公聴会より3カ月以内に学位申請・論文を提出する。

(3) 公聴会による指導・助言

博士論文審査申請前に作成中の博士論文を発表し、本学および他大学教員や看護学研究科の学生から指導・助言を得る。公聴会の参加者は、発表内容を外部に漏らさないように遵守する。

4) 博士論文について

(1) 博士論文の作成

別途定める。

(2) 学位の申請と論文の提出

学位申請書、掲載された副論文、または掲載証明書を添付した副論文および博士論文を期日までに提出する。ただし、修業年限を超えた者については、公聴会より3カ月以内に提出する。

(3) 博士論文審査・学位授与審査

公聴会の後に、博士論文審査委員会で博士論文の審査と口述試験を受ける。審査委員会は主査1名、副査2名以上からなり、主査が委員長となる。主指導教員は主査にはならない。主査は、審査報告書を提出する。博士論文審査および学位授与審査は看護学研究科委員会で承認する。

(4) 博士論文の提出

博士論文は、博士論文審査後に論文を修正し、論文正本（論文要旨を含む）を提出する。

(5) 博士論文発表会

学位授与審査合格後に、論文発表会で論文発表を行う。

5) 博士論文審査基準

博士論文について、博士後期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に判断する。

(1) 看護学への貢献が明らかなものであること

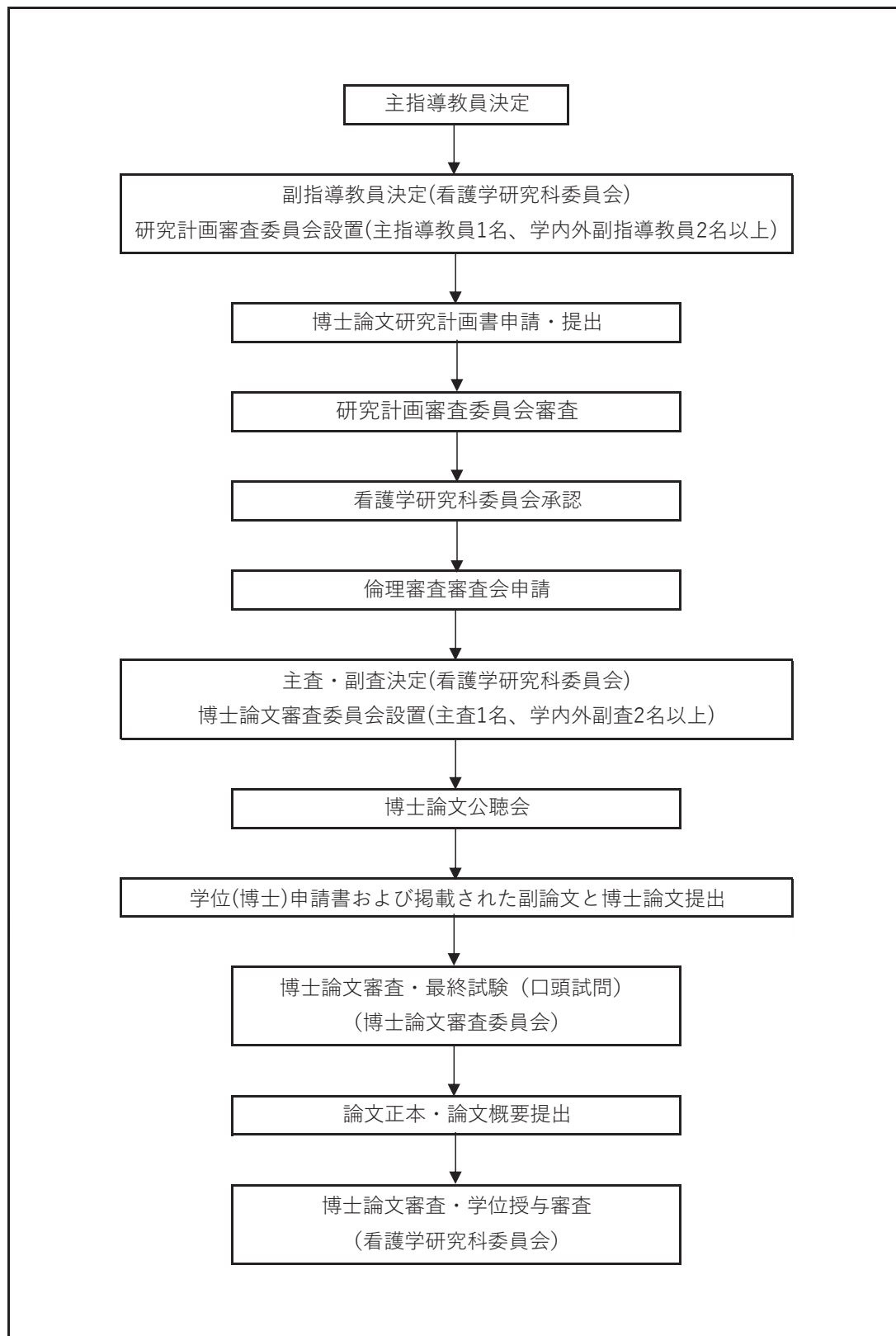
(2) 研究の背景・意義について、先行研究も検討した上で整理されていること

- (3) 研究計画・実施に際して十分な倫理的配慮がなされていること
- (4) 独自の研究結果に基づき、論文として一貫した論旨で構成されていること
- (5) 研究成果において新規性があり、高度な学術的価値を有すること
- (6) 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切であること

6) 最終試験

博士論文審査を終了し、引き続き最終試験を行う。最終試験は博士論文審査を担当した審査委員会で個別に行われる。最終試験では、博士後期課程での修得した知識、思考能力などを含め総合的に口頭試問を行い、その結果を研究科委員会へ報告する。

研究計画書申請から学位(博士)授与審査までの流れ



7. 修了要件

1) 科目の評価

授業科目の評価は、試験の結果及び日常の学習状況（課題のディスカッションでの質疑・討議、課題への情報収集力・分析力、看護実践への活用力、看護学の創造力、新たなことへの挑戦力等）を総合して次の基準により評価する。

- （1）成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- （2）合格した科目には所定の単位を与える。
- （3）科目評価は、秀、優、良、可、及び不可の表記とする。
- （4）合格した科目については、再評価はしない。

2) 学位授与

博士後期課程教育研究コースの修了要件は、当該課程に3年以上在籍し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

関西医科大学大学院看護学研究科 GPA について

GPA とは「Grade Point Average」の略で、一定の方式で算出された成績評価のことです。欧米では多くの大学が成績の指標として取り入れており、大学院看護学研究科でもその成績評価方法を採用しています。大学によっては、この GPA の数値を卒業要件、進級条件、退学勧告等に用いている場合もあります。

1. GPA の点数の考え方

成績の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を 5 段階（S、A、B、C、D）で評価し、それぞれに対して 4、3、2、1、0 のグレード・ポイントを付与し、以下による計算式によって GPA を算出します。

2. GPA の取扱い

- (1) 授業科目履修の総合判定（成績評価）は S、A、B、C、D の 5 段階の評価とする。
- (2) グレード・ポイント：科目の成績評価それぞれに対し下記のグレード・ポイントを付与する。

評語	評点	判定	GP
秀 (S)	100 ～ 90 点	合格	4 点
優 (A)	89 ～ 80 点	合格	3 点
良 (B)	79 ～ 70 点	合格	2 点
可 (C)	69 ～ 60 点	合格	1 点
不可 (D)	59 点以下	不合格	0 点

- (3) 学年修了時の成績評価に対して前項のグレード・ポイントを設定、下記の計算式により平均値である GPA（グレード・ポイント・アベレージ）を累積 GPA として算出する。

$$\text{GPA} = \{(\text{評価を受けた科目の GP}) \times (\text{当該科目の単位数})\} \text{の累計} / (\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}$$

数値は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。

- (4) 個人の成績表や成績証明書には、申請時期に応じて学年終了時もしくは卒業時の累積 GPA が記載されます。
- (5) 履修登録後に当該学期の休学が承認された場合は、原則として当該学期の授業は履修取消扱いとし、GPA には反映されません。

Ⅳ. カリキュラムと時間割 カリキュラム・ツリー

博士後期課程

博士前期課程

特別研究（分野別）	D3 D2 D1	◎ 看護学特別研究			
専門科目（分野別）	D1	【必修科目】 ◎ 基盤看護学特論 ◎ 基盤看護学演習	【必修科目】 ◎ 広域看護学特論 ◎ 広域看護学演習	【必修科目】 ◎ 生涯発達看護学特論 ◎ 生涯発達看護学演習	【必修科目】 ◎ 治療看護学特論 ◎ 治療看護学演習
共通科目（分野共通）	D1	看護学 共通科目 【必修科目】 ◎ 看護と科学 ◎ 看護の概念・理論構築 ◎ 看護学研究法発展		【選択科目】 ○ 質的看護研究法発展 ○ 量的看護研究法発展 ○ 看護の課題・展望Ⅱ	論文支援 科目 【必修科目】 ◎ 研究計画Ⅰ ◎ 研究計画Ⅱ 【選択科目】 ○ 英語論文作成法
分 野		基盤看護分野	広域看護分野	生涯発達看護分野	治療看護分野

ディプロマ・ポリシー【DP】

① 看護実践に不可欠な科学的・学際的な知識を基に看護実践を創造するための自立した研究活動、および次世代の看護を見据えた教育力を
もつことができる。

② 国内外の専門家と協働して、人々の健康と生活にかかわる社会システムの
構築および変革を行うことができる。

③ 看護が社会に果たすべき役割を自覚し、専門職としての高い倫理観と
責任感を基に看護実践を革新するための開発を行うことができる。

④ 人々の生活の質（Quality of life:QOL）、社会の発展および平和に
貢献することができる。

ディプロマ・ポリシー【DP】	〈臨床看護教育者コース〉		〈高度実践看護師コース〉		〈研究者コース〉		
	① 看護職の看護実践能力育成のため、エビデンスに基づく体系的な教育プログラムを開発できる。 ② 看護職の能力開発のため、個別または集団への教育や支援ができる。		① 医療の専門家であるという自覚と高い倫理観に基づいた高度看護実践を提供できる。 ② 地域で暮らす人々の歴史や環境を理解し、生活に根差した健康の維持・推進のため系統的な高度看護実践を提供できる。 ③ 高度先進医療を受ける人々、さらに受けた人々の多様な状況・社会背景を理解し、中・長期的な視野での高度看護実践を提供できる。		実践に根差した研究課題に必要な研究方法を用いて研究に取り組み、基礎的な研究力を習得できる。		
〈 共 通 〉		① 保健・医療・福祉・教育に関する情報を多面的に収集し、科学的・論理的に考察し、多職種と協働できる。 ② 看護実践および教育と関連した研究課題について探究できる。 ③ 人々の生活の質（Quality of life：QOL）のため、看護実践の変革に寄与できる。					

専門科目 〔M2 M1〕	研究科目	基盤看護学 特別研究				広域看護学 特別研究				生涯発達看護学 特別研究				治療看護学 特別研究			
	講義科目 演習科目 実習科目	基盤看護学 特別研究計画 看護開発特論 看護開発演習 看護生体情報特論 看護生体情報演習 (□又は■の2科目選択) 看護学教育論 看護人材開発・生涯学習論 看護実践教育カリキュラム開発演習 (◆1科目以上選択)	看護学教育論 看護人材開発・生涯学習論 看護実践教育カリキュラム開発演習 (◆1科目以上選択)	国際看護学概論 国際看護学方法論 国際看護学演習 国際看護学実践	地域看護学特論 地域看護学支援論 地域看護学演習Ⅰ 地域看護学演習Ⅱ	在宅看護・福祉関連制度 訪問看護ステーションの管理と運営 在宅看護学演習Ⅰ 在宅看護学演習Ⅱ 在宅看護学演習Ⅲ	精神看護関連制度・諸理論 精神看護学演習Ⅰ 精神看護学演習Ⅱ 精神看護学演習Ⅲ	こども健康生活論 こども看護援助論 こども臨床推論・診断学 こども看護学演習Ⅰ こども看護学演習Ⅱ こども看護学演習Ⅲ	母性看護学演習Ⅰ 母性看護学演習Ⅱ 母性看護学演習Ⅲ	老年看護学演習Ⅰ 老年看護学演習Ⅱ 老年看護学演習Ⅲ	慢性疾患看護学概論 慢性疾患看護学演習Ⅰ 慢性疾患看護学演習Ⅱ 慢性疾患看護学演習Ⅲ	がん看護学演習Ⅰ がん看護学演習Ⅱ がん看護学演習Ⅲ がん看護学演習Ⅳ	クリティカルケア看護学演習Ⅰ クリティカルケア看護学演習Ⅱ クリティカルケア看護学演習Ⅲ クリティカルケア看護学演習Ⅳ	急性・重症患者看護学演習Ⅰ 急性・重症患者看護学演習Ⅱ 急性・重症患者看護学演習Ⅲ 急性・重症患者看護学演習Ⅳ	急性・重症患者看護学演習Ⅰ 急性・重症患者看護学演習Ⅱ 急性・重症患者看護学演習Ⅲ 急性・重症患者看護学演習Ⅳ		
共通科目 〔M1〕	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	看護学共通科目	看護理論 看護管理 看護教育 コンサルテーション論 看護倫理 看護政策	
	研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	看護学研究法 量的研究法 質的研究法	
	特別科目	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	看護の課題・展望Ⅰ 家族看護学 災害看護学	
	看護学実習	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	高度フィジカルアセスメント 高度病態生理学 高度臨床薬理学 臨床推論・診断学	
	看護学実習	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	高度実践看護師の役割と機能 ヘルスプロモーション・疾病予防 プライマリケア看護 医療の質保証と安全管理	
	コース（20）	研究者コース	臨床看護 教育者コース	研究者コース	研究者コース	研究者コース	高度実践 看護師コース	研究者コース	高度実践 看護師コース	研究者コース	研究者コース	高度実践 看護師コース	研究者コース	高度実践 看護師コース	研究者コース	高度実践 看護師コース	研究者コース
	領 域（12）	基礎看護学	看護学教育	国際看護学	地域看護学	在宅看護学	精神看護学	こども看護学	母性看護学	老年看護学	慢性疾患看護学	がん看護学	クリティカルケア看護学				
	分 野（4）	基盤看護分野				広域看護分野				生涯発達看護分野				治療看護分野			

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢性】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

[illegible]

【基】基礎看護学 【教】看護学教育 【国】国際看護学 【地】地域看護学 【在】在宅看護学 【精】精神看護学
【こ】こども看護学 【母】母性看護学 【老】老年看護学 【慢】慢性看護学 【が】がん看護学 【ク】クリティカルケア看護学

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢性】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢性】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢性】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

【教室】M共通科目・M/D合同科目：大学院講義室1（3階）
D共通科目：大学院講義室2（5階）

基】基礎看護学 教】看護学教育 国】国際看護学 地】地域看護学 在】在宅看護学 精】精神看護学
こ】こども看護学 母】母性看護学 老】老年看護学 慢性】慢性看護学 が】がん看護学 ク】クリティカルケア看護学

V. 学則および履修関連規程

1. 関西医科大学学則

第1章 使命及び目的

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を発揮しつつ、独創的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献し得る医療人を育成するとともに、深く医学、看護学及びリハビリテーション学を研究し、広く文化の発展と公共の健康・福祉に寄与することを使命とする。

2 本学は、建学の精神である慈しみ、めぐみ、愛を心の規範とした人材の養成に関する目的を、学部ごとに次のとおり定める。

- (1) 医学部は、医学及び医療の進歩と質の向上に努め、豊かな人間性と知識を備え、生涯にわたり国際社会や地域社会に貢献できる医人を育成する。
- (2) 看護学部は、幅広い教養と高い倫理観・人間愛を基盤とした思考力と判断力をもち、グローバルな視野のもと社会に貢献できる柔軟な創造力と行動力を備え、人々の生命・健康・生活を統合し時代や地域を超えて通用する高度な看護実践力をもつ人材を育成する。
- (3) リハビリテーション学部は、理学療法学及び作業療法学を中心に幅広い教養を基礎として、理学療法士、作業療法士として必要な知識と技術を教授し、将来にわたって活躍できる高度な実践力を持ち、専門職として多職種と連携し医療・社会に貢献できる人材を育成する。

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究及びこれに関連する活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行う評価体制及び評価項目は、別に定める。

第2章 組織、修業年限及び在学年限

第3条 本学に次の学部及び学科をおく。

医学部	医学科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科

第4条 医学部の修業年限は6年とする。

2 看護学部の修業年限は4年とする。

3 リハビリテーション学部の修業年限は4年とする。

第5条 医学部の在学年限は、通算10年を超えることはできず、かつ同一学年の在学年限は2年とする。ただし、同一学年の在学年限は、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 看護学部の在学年限は8年以内とする。

3 リハビリテーション学部の在学年限は8年以内とする。

第3章 学年、学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を次の学期に分ける。

医学部第1・2・3・4・5・6学年においては

1学期 4月1日から8月31日に至る。

2学期 9月1日から12月31日に至る。

3学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学部及びリハビリテーション学部第1・2・3・4学年においては

前期 4月1日から9月30日に至る。

後期 10月1日から翌年3月31日に至る。

第8条 定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業日
- (6) 夏季休業日
- (7) 冬季休業日

2 教育上必要な場合は、前項に定める休業日においても、授業あるいは試験を行うことがある。また、春、夏、冬季の休業日は別に定める。

3 第1項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日になるときは、その翌日を休業日とする。

第4章 教育課程、授業科目及び履修方法等

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第10条 本学において教授する科目及び単位数は別表第1、別表第2、及び別表第3のとおりとする。

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業科目の単位は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習または実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

第12条 本学における教室、講座及び領域は、別表第4のとおりとする。

第5章 学科課程の修了認定

第13条 授業科目履修修了の認定は試験その他によって行う。

第14条 履修修了認定に関する細則は別に定める。

第15条 進級の認定については、学年末または大学が定めた時期に、当該学部長が第58条に定める当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第6章 卒業及び学位

第16条 医学部においては6年以上在学し、第14条及び別表第1に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（医学）の学位を授与する。

2 看護学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第2に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、学士（看護学）の学位を授与する。

3 リハビリテーション学部においては4年以上在学し、第14条及び別表第3に定めるすべての授業科目に合格した者について、当該学部長は当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が卒業を認定した上、理学

療法学科 学士（理学療法学）、作業療法学科 学士（作業療法学）の学位を授与する。

第7章 入 学

第17条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学はこの限りではない。

第18条 本学の入学資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - ④ 文部科学大臣が指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で18歳に達した者

第19条 入学は前条の資格のある者について、厳正な銓衡を行った上、学長がこれを許可する。

第20条 入学志願者は入学志願票に、所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

第22条 保証人は、独立の生計を営む成年者2名とし、うち1名は、父母又はこれに代わる保護者としなければならない。

2 前項の保証人が遠隔の地に居住しているときは、他の保証人は、原則として大阪府または近隣府県に住所を有する独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、学生在学中に係る一切の事項についてその責任を負うものとする。

第23条 保証人を変更する必要がある時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

第24条 学生及び保証人が氏名、本籍（本人のみ）、住所等を変更した時は、直ちに届け出なければならない。

第8章 欠席、休学、退学及び転学

第25条 疾病または事故などのため欠席する場合は、必ずその事由を届け出なければならない。疾病のために欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第26条 疾病または事故などやむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保護者連署で、休学を願い出なければならない。

第27条 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算2年を超えることができない。ただし、学長が特別の事由があると認めた場合は、原則1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学の期間は、在学年限に算入しない。

第28条 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼす虞れがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第29条 休学期間内にその事由が終わったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は医師の証明書の添付を必要とする。

第30条 疾病その他の事由で退学しようとする学生は、保護者連署で願い出て、学長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第31条 退学した者が再入学を願い出た時は、その理由、在学中の成績及び勤惰を銓衡して、原学年以下に再入学を許可することがある。

第32条 他の大学から本学に、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第33条 本学から他の大学へ、転学を願い出た者がある時は、別に定める規定により、学長がこれを許可することがある。

第9章 賞罰及び除籍

第34条 成績優秀、操行善良で、他の模範であると認めた者は、これを褒賞することがある。

第35条 学生が本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した行為を行った時は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前々項の規定により停学となった者の当該停学期間は、第5条に定める在学年限に算入する。

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部長が当該教授会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく授業料等規定の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (3) 第27条に定める休学期間をこえた者

第10章 授業料その他の納入金

第37条 授業料・実験実習費及び施設設備費の金額並びに納入期は別表第5のとおりとする。

第38条 入学金及びその他の納入金の金額並びに納入期は別表第6のとおりとする。

第39条 授業料その他の納入金は、経済状況の変化により、その金額を変更することがある。また一旦納入した納入金は別に定めのある場合のほかは還付しない。

第11章 収 容 定 員

第40条 本学学部における入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

医学部医学科 入学定員 収容定員 *別表第7に定める

看護学部看護学科

入学定員 100名 収容定員 400名

リハビリテーション学部

理学療法学科 入学定員 60名 収容定員 240名

作業療法学科 入学定員 40名 収容定員 160名

第12章 委託生、聴講生及び外国人学生

第41条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を銓衡してこれを許可することがある。

第42条 1科目または数科目の聴講生を許可することがある。

第43条 外国人学生を入学せしめることがある。外国人学生には特に規定ある場合の外は、一般規定を準用する。

第13章 公 開 講 座

第44条 本学に公開講座を設けることがある。

第14章 学生の補導及び厚生

第45条 本学に補導厚生保健施設をおく。その規定は別に定める。

第15章 学 生 心 得

第46条 学生心得は別にこれを定める。

第16章 職 員 組 織

第47条 本学に学長をおく。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 学長選考規程は別に定める。

第48条 本学に副学長をおく。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長に関する規程は別に定める。

第49条 医学部に学部長をおく。医学部長選考規程は別に定める。

2 医学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

3 看護学部に学部長をおく。看護学部長選考規程は別に定める。

4 看護学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

5 リハビリテーション学部に学部長をおく。リハビリテーション学部長選考規程は別に定める。

6 リハビリテーション学部長は、学長の命を受けて当該学部に関する校務をつかさどる。

第50条 本学に学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する教授、准教授、講師、助教をおく。また、教育、研究の円滑な実施に必要な業務に従事する助手をおく。これらの定員及び資格については別にこれを定める。

第51条 本学の事務を処理するため事務職員をおく。

第52条 本学の教職員を、専任及び兼任に区別し、その勤務規定は別にこれを定める。

第17章 大 学 院

第53条 本学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第18章 附 属 施 設

第54条 本学に附属病院を設ける。その規定は別に定める。

第55条 本学に附属生命医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第56条 本学に附属図書館を設ける。その規定は別に定める。

第57条 本学に附属光免疫医学研究所を設ける。その規定は別に定める。

第19章 教 授 会

第58条 医学部、看護学部及びリハビリテーション学部にそれぞれ教授を以って組織する教授会をおく。

第59条 教授会は学長がこれを招集、出席し、各学部の学部長が議長となる。

第60条 教授会は下記の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学長候補推挙に関する事項
- (2) 本学学則制定及び改廃に関する事項
- (3) 学科課程その他授業に関する事項
- (4) 入学、及び進級並びに卒業に関する事項

- (5) 学位の授与
- (6) 教育及び研究に関する事項
- (7) 教授、准教授、その他教職員の選考に関する事項
- (8) 学生の補導及び厚生に関する事項
- (9) 大学運営会議に附議すべき議題の作成並びに決定事項の実施に関する事項
- (10) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項

第61条 教授会は前条に定めるもののほか、学長及び学部長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、意見を述べるものとする。

第62条 教授会規程は別に定める。

第20章 大学運営会議

第63条 本学の医学部、看護学部及びリハビリテーション学部に共通する事項を審議または協議するために、大学運営会議をおく。

2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、各学部事務部長及びその他学長が必要と認める教職員をもって組織する。

3 大学運営会議の組織、運営等に関する事項は、別に定める。

第21章 学則の改廃

第64条 学則の改廃は、各学部学部長が各学部教授会の議を経て学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

旧附則（省略）

附 則

本学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (略)

別表第2

科目名	単位数	必修・選択の別
英語Ⅰ	2	
英語Ⅱ	2	
英語Ⅲ	2	選択
中国語	2	3科目より1科目選択必修
韓国語	2	
フランス語	2	
芸術論	2	選択
哲学	2	選択
表現とコミュニケーション	2	選択
倫理学	2	
グローバルコミュニケーション	2	選択
健康と運動	2	2科目より1科目選択必修
生活と環境	2	
心理学	2	選択
教育学	2	選択
法学	2	選択
経済学	2	選択
生物	2	3科目より1科目選択必修
化学	2	
物理	2	
人体のしくみ	2	
人体の機能	2	
病態生理学／機能障害Ⅰ	3	
病態生理学／機能障害Ⅱ	2	
公衆衛生学	2	
疾病論	2	
診断治療論	2	
薬理学	2	
情報処理技術	1	
情報処理活用論	1	
家族社会学	2	選択
こころの健康	2	選択
障がい論	1	
社会福祉・社会保障論	2	
保健統計学	2	
疫学	1	
保健行政論	2	
看護概論	1	
医療人ガイダンス	2	
基礎ゼミ	2	
生活者について学ぶ	2	

生活者援助論	2	
ヘルスアセスメント	2	
生活機能学	2	
看護と倫理	1	
看護ヘルスアセスメント実習	2	
看護システム論	2	
グローバルヘルスと国際看護	2	
地域生活看護学	2	
地域生活援助論	2	
地域生活援助論演習	2	
地域生活援助論実習Ⅰ	1	
地域生活援助論実習Ⅱ	2	
在宅生活看護学	1	
在宅生活援助論	2	
在宅生活援助論演習	1	
在宅生活援助論実習Ⅰ	1	
在宅生活援助論実習Ⅱ	1	
精神看護学	1	
精神看護論	2	
精神看護論演習	1	
精神看護論実習	2	
こども生活看護学	1	
こども生活援助論	2	
こども生活援助論演習	1	
こども生活援助論実習	2	
成人生活援助論	2	
成人生活援助論演習	1	
成人治療看護論	2	
成人治療看護論演習	1	
老年生活看護学	1	
老年生活援助論	2	
老年生活援助論演習	1	
成人老年生活援助論実習	2	
成人老年治療看護論実習	2	
母性看護学	1	
母性看護論	2	
母性看護論演習	1	
母性看護論実習	2	
感染看護論	1	
看護教育論	2	
災害看護論	2	
看護政策論	1	
看護研究Ⅰ	1	
看護研究Ⅱ	3	

地元創成看護論実習Ⅰ	1	
地元創成看護論実習Ⅱ	1	
地元創成看護論実習Ⅲ	1	
地元創成看護論実習Ⅳ	2	
統合実習	2	
卒前インターンシップ	1	
助産概論	1	
助産診断・技術論	3	
助産診断・技術論演習	2	
地域母子保健論	1	
助産管理	2	
助産実習Ⅰ	2	
助産実習Ⅱ	8	
計98科目	計174単位	計130単位 (助産師コース選択のものは計149単位)

別表第3（略）

別表第4

教室、講座（略）及び領域

領域	基礎看護学領域、看護学教育領域、国際看護学領域、こども看護学領域、母性（助産）看護学領域、老年看護学領域、慢性疾患看護学領域、がん看護学領域、クリティカルケア看護学領域、精神看護学領域、在宅看護学領域、地域看護学領域
----	--

別表第5・6・7・8（略）

2. 関西医科大学大学院学則

第1章 総 則

(設置)

第1条 関西医科大学（以下「本学」という。）に、関西医科大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。
(理念及び目標)

第2条 本大学院医学研究科修士課程は、医学部医学科以外の出身者を対象に、医学に関連する生命科学の基礎並びに先端医療に関する専門教育を行うことにより、それぞれの出身領域の知識を医療の場へと有機的に結びつけることのできる、これからの医学研究及び医療を支える人材を育成することを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。

- (1) 幅広い知識と技能の修得：医学部医学科以外の修了生を対象に、幅広い医学の基礎知識を基盤として、最先端の医学研究に触れることで、基礎的医学研究能力を養う。
- (2) 高度専門職業人の育成：豊かな人間性と広い学識を併せもち、今後の多様な医学及び医療関連分野で活躍できる高度専門職業人を育成する。
- (3) 社会貢献：自らの学修成果をもって、次世代の医学及び医療の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献する人材を養成する。

2 本大学院医学研究科博士課程は、基礎医学、社会医学及び臨床医学系を融合した高度に専門的な研究分野において、医学に関する基礎生命科学の基礎理論並びに先端医療への応用を学習及び研究することにより、医学研究者として自立し国際的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、指導的立場たるにふさわしい豊かな学識及び人間性を養うことを理念とし、次の各号に定める目標を掲げる。

- (1) 医学研究の推進：世界的研究拠点を形成して生命現象の真理を探究し、世界的水準となる医学研究成果を創出する。
- (2) 医学研究者の育成：国際的視野に立って独創的な研究活動を行い、後進を指導する能力及び豊かな人間性と広い学識を併せもつ優れた医学研究者を育成する。
- (3) 高度専門職医療人の育成：高度かつ専門的な医療知識及び技術を修得し、診療に根ざした臨床研究を展開する能力をもつ指導的医療人を育成する。
- (4) 社会貢献：基礎医学、社会医学及び臨床医学研究の成果を医療等に応用し、人類の健康増進と福祉向上に寄与するとともに、知的財産として活用し、以て一般社会に還元する。

3 本大学院看護学研究科博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする。

4 本大学院看護学研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 本学生涯健康科学研究科は、こどもから高齢者まで生涯にわたる健康科学についての学識を教授し、リハビリテーションのみならず、保健・医療・福祉・教育分野に貢献する高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

(研究科及び課程)

第3条 本大学院に医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科を置く。

2 医学研究科に修士課程及び博士課程を置く。

3 看護学研究科に博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。

4 生涯健康科学研究科に修士課程を置く。

(専攻)

第4条 医学研究科に次の各号に定める専攻を置く。

- (1) 修士課程 医科学専攻
- (2) 博士課程 医学専攻

2 看護学研究科に次の各号に定める専攻を置く。

- (1) 看護学専攻

3 生涯健康科学研究科に次の各号に定める専攻を置く。

- (1) 生涯健康科学専攻

(修業年限及び在学年限)

第5条 医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科修士課程の修業年限は、2年を標準とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

2 医学研究科博士課程の修業年限は、4年を標準とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

3 看護学研究科博士後期課程の修業年限は、3年を標準とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第6条 医学研究科は、修士課程の入学定員を8名、収容定員を16名とし、博士課程の入学定員は50名、収容定員は200名とする。

2 看護学研究科は、博士前期課程の入学定員を20名、収容定員を40名とし、博士後期課程の入学定員を5名、収容定員を15名とする。

3 生涯健康科学研究科は、修士課程の入学定員を8名、収容定員を16名とする。

第2章 組織運営

(研究科長)

第7条 医学研究科に医学研究科長を置く。医学研究科長選考規程は別に定める。

2 看護学研究科に看護学研究科長を置く。看護学研究科長選考規程は別に定める。

3 生涯健康科学研究科に生涯健康科学研究科長を置く。生涯健康科学研究科長選考規程は別に定める。

4 医学研究科長、看護学研究科長及び生涯健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）は、学長の命を受けて当該研究科に関する校務をつかさどる。

(教員組織)

第8条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学所属の教授、准教授、講師及び助教をもって充てるものとする。

2 大学院教員は、医学研究科、看護学研究科又は生涯健康科学研究科における授業にあたる。

3 指導教員は、医学研究科、看護学研究科又は生涯健康科学研究科における研究指導にあたる。

4 大学院教員及び指導教員に関する資格要件は別に定める。

5 各研究分野に指導教授を置く。

6 指導教授に関する資格要件は別に定める。

7 各研究分野に教育若しくは研究上必要あるときは、客員教授に研究指導を委嘱することができる。

(研究科委員会)

第9条 医学研究科に医学研究科委員会、看護学研究科に看護学研究科委員会、生涯健康科学研究科に生涯健康科学研究科委員会を置き、大学院の指導教授をもって組織する。

2 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は、学長が招集、出席し、各研究科の研究科長が議長となる。

第10条 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は次の各号に定める事項を

審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び除籍に関する事項
- (2) 学生の表彰及び補導厚生並びに懲戒に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学位論文審査に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) 前各号に定める事項のほか、学長の諮問する事項

第11条 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会は前条に定めるもののほか、学長及び研究科長の求めに応じ、学長等がつかさどる校務に関する事項について審議または協議し、学長に意見を述べるものとする。

- 2 医学研究科委員会、看護学研究科委員会及び生涯健康科学研究科委員会運営の細目については、別に定める。

(大学運営会議)

第12条 本大学院の医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科に共通する事項を審議または協議するために、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、各研究科長、各学部事務部長及びその他学長が必要と認める教員をもって組織する。
- 3 大学運営会議の組織、運営等に関する事項は別に定める。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第13条 本大学院の教育は、医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科が定める所定の研究分野の授業並びに研究指導等によって行う。

(授業科目及び履修方法)

第14条 医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科の研究分野名は別表第1のとおりとする。

- 2 医学研究科及び生涯健康科学研究科においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 3 授業科目及び履修方法は別に定める。

(履修科目の選定及び届出)

第15条 履修する研究分野別授業科目の選定は、指導教授の承認を受けた後、研究科長に届出るものとする。
(他の研究分野の授業科目等の履修)

第16条 指導教授が研究指導上必要と認めるときは、他の研究分野の授業科目等を履修させ、これを所定の単位に充当することができる。

(他大学の大学院等の授業科目の履修ならびに研究指導)

第17条 指導教授が教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲でこれを所定の単位に充当することができる。

- 2 前項のほか、教育上有益と認めるときは、他大学の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、その期限は1年以内とし、特に認められた場合に限り2年以内とする。なお、本学客員教授が在籍する他大学の大学院等において、同客員教授に研究指導を受けさせる場合は、その期限を定めない。
- 3 前2項の規定は、あらかじめ他の当該大学院等との間に受入れ及び研究指導を行うことなどについての必要な書類を提出し、当該研究科委員会の議を経て行うものとする。

(外国留学)

第18条 外国の大学院等に留学して研究指導を受けることが、教育上有益と認められるときは、前条の規定を準用する。

2 外国の大学院等とは、外国の大学院または大学若しくは研究所とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）により修了することを希望する旨申し出たときは、長期履修コースとしてその計画的な履修を認めることができる。

2 前項の履修に必要な事項は、別に定める。

第4章 試験、成績評価、課程の修了要件及び学位

(試験及び成績評価)

第20条 研究分野の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験（以下「科目試験」という。）を行う。ただし、平常の成績及びレポート等により、科目試験に代えることができる。

2 科目試験の実施方法等は、当該研究科委員会が定める。

3 授業科目の成績及び評価基準は別に定める。

(単位の認定)

第21条 前条第1項の科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、別に定める。

(課程の修了要件)

第22条 医学研究科修士課程の修了要件は、原則として医学研究科に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

2 医学研究科博士課程の修了要件は、原則として医学研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

3 前項に定める在学年限は、優れた研究業績をあげた者で、所定の要件を満たした場合は、3年以上とすることができる。

4 看護学研究科博士前期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に2年以上在籍し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

5 看護学研究科博士後期課程の修了要件は、原則として看護学研究科に3年以上在籍し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

6 生涯健康科学研究科修士課程の修了要件は、原則として生涯健康科学研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

(学位規程)

第23条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する事項は別に定める関西医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）による。

(学位の授与)

第24条 医学研究科修士課程を修了した者には、修士（医科学）の学位を授与する。

2 医学研究科博士課程を修了した者には、博士（医学）の学位を授与する。

3 看護学研究科博士前期課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

- 4 看護学研究科博士後期課程を修了した者には、博士（看護学）の学位を授与する。
- 5 生涯健康科学研究科修士課程を修了した者には、修士（生涯健康科学）の学位を授与する。

第25条 医学研究科博士課程において、博士課程を経ない者または修了しない者についても、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、第22条第2項に定める大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は博士（医学）の学位を授与する。

第5章 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第26条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、第39条に規定する外国人学生の一部の学生の学年は9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。

- 2 大学院各研究科における学期は次のとおりとする。

医学研究科においては

- 1 学期 4月1日から8月31日に至る。
- 2 学期 9月1日から12月31日に至る。
- 3 学期 翌年1月1日から3月31日に至る。

看護学研究科及び生涯健康科学研究科においては

- 前期 4月1日から9月30日に至る。
- 後期 10月1日から翌年3月31日に至る。

- 3 大学院各研究科における休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 本大学創立記念日（6月30日）
- (4) 毎月の第2・4土曜日
- (5) 春季休業日
- (6) 夏季休業日
- (7) 冬季休業日

- 4 教育上必要な場合は、前項に定める休業日においても、授業あるいは試験を行うことがある。また、春、夏、冬季の休業日は別に定める。
- 5 第1項第2号または第3号に定める休業日が、同項第1号に定める休日になるときは、その翌日を休業日とする。

第6章 入学、休学、退学等

（入学資格）

第27条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学または薬学）を修了した者。ただし、最終の課程が6年制である場合は、18年未満でも認める。
- (3) 防衛医科大学校を卒業した者
- (4) 大学院研究科修士課程を修了した者
- (5) 大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程を除く。）を卒業し、または外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (6) 前各号に定める者のほか、本大学院において、大学（医学、歯学、修業年限6年の獣医学または薬学

を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

- (7) 前2号及び第5号に定める外国においての学校教育は、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けた外国の学校が授与し、かつ、第2号による者は最終の課程の修業年限が5年以上、第5号による者は最終の課程の修業年限が3年以上の課程を修了した者も含む。

2 医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第1項の規定による学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育機関であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 第1号に定める大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で習得したと大学院が認めた者
- (8) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので、22歳に達した者

3 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において外国の大学院の課程を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもので、24歳に達した者

(入学志願の手続)

第28条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第29条 入学志願者に対しては、当該研究科委員会の定めるところにより、選考を経て、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第31条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに保証人2人を定め、所定の誓約書及び住民票記載事項証明書またはこれに代る証明書を提出し、入学金を納入しなければならない。

(入学許可の取消)

第32条 入学を許可された者が、指定の期日までに前条の手続きをしないときは、入学許可を取消す。

(休学及び退学)

第33条 やむを得ない事由で3カ月以上修学を中止しようとする場合は、期間を定め、事由を証明する書類を添え、保証人連署で、休学を願い出なければならない。

2 休学期間は引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

3 休学期間は、医学研究科修士課程、看護学研究科博士前期課程及び生涯健康科学研究科修士課程においては通算2年、医学研究科博士課程においては通算4年、看護学研究科博士後期課程においては通算3年を超えることができない。

4 休学期間は、修業期間及び在学期間に算入しない。

5 本学が、疾病のため一定期間休養が必要であると認めた学生及び伝染性疾患のため他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

6 休学期間内にその事由が終ったときは、復学を願い出て許可を得なければならない。

7 退学及び再入学については、本大学学則の定めるところによる。

(研究分野の変更等)

第34条 研究分野の変更または他大学の大学院から転学を志願する者があるときは、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長はこれを許可することができる。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科長は当該研究科委員会の議を経て学長に報告し、学長が行う。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第35条 品行方正、成績優秀な者かつ奇特の行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第36条 この学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為を行った者に対しては、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学若しくは退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に定めるいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(除籍)

第37条 次の各号に定めるいずれかに該当する者は、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が除籍する。

(1) 第5条に定める最長在学年数を超えた者

(2) 休学を許可された期間を超えてなお復学または退学しない者

(3) 正当な理由がなく授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡または長期にわたり行方不明の者

第8章 授業料等

(授業料その他)

第38条 医学研究科修士課程及び博士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

2 看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

3 生涯健康科学研究科修士課程の授業料その他は、別表第2のとおりとする。第19条に定める長期履修コースの授業料については、別に定める。

第9章 外国人学生、社会人学生、特別研究学生、専攻生及び科目等履修生

(外国人学生)

第39条 外国の教育を受け、原則、入学時点の在留資格が「留学」となる者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。

2 前項に定める外国人学生のうち、国際大学院学生に関する規定は、別に定める。

(社会人学生)

第40条 病院、教育・研究機関、官公署、その他民間会社等に在籍している者、または入学時に就業が見込まれ大学院入学後もその身分を有する者で、本大学院に入学を志願する者があるときは、社会人学生としての選考を経て、学長が入学を許可する。

(学則の準用)

第41条 第39条第1項に定める外国人学生及び前条に定める社会人学生には、本学則を準用する。

2 第39条第2項に定める国際大学院学生には、別に定める外は本学則を準用する。

(特別研究学生)

第42条 他の大学の大学院の学生で、本大学院の研究分野別授業科目の履修または研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として受入れることができる。

2 特別研究学生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。

(専攻生)

第43条 本大学院において特殊の事項について研究しようとする者を専攻生として入学させることができる。

2 専攻生となり得る者は、医科大学または医学部（旧大学令による医科大学または大学の医学部を含む。）を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 専攻生に関する規定は、別に定める外は本学則を適用する。

(科目等履修生)

第44条 本大学院医学研究科、看護学研究科及び生涯健康科学研究科で、授業科目の履修を受けることを志願する者があるときは、科目等履修生としての選考を経て、研究科長が履修を許可する。

2 本大学院医学研究科及び看護学研究科の科目等履修生に関する規定は、別に定める。

第10章 雑 則

(学則の改正)

第45条 本学則の改正は、各研究科長が各研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が決定した内容に基づいて、理事会が行う。

(その他)

第46条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は本大学学則を準用する。

附 則

本学則は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

研究分野（講座、教室、部門、領域名）一覧

医学研究科（略）

看護学研究科

専攻	研究分野名	領域名
看護学専攻 (博士前期課程)	基盤看護	基礎看護学
		看護学教育
		国際看護学
	広域看護	地域看護学
		在宅看護学
		精神看護学
	生涯発達看護	こども看護学
		母性看護学
		老年看護学
	治療看護	慢性疾患看護学
		がん看護学
		クリティカルケア看護学

専攻	研究分野名
看護学専攻 (博士後期課程)	基盤看護
	広域看護
	生涯発達看護
	治療看護

生涯健康科学研究科

専攻	研究分野名
生涯健康科学専攻 (修士課程)	生体機能解析学
	健康支援開発学
	こどもとおとなの神経科学
	こどもとおとなの生活科学

別表第2

医学研究科（略）

看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	500,000円	250,000円	250,000円
施設拡充費	100,000円	50,000円	50,000円

生涯健康科学研究科修士課程

名称	金額（年額）	前期	後期
入学金	200,000円	—	—
授業料	400,000円	200,000円	200,000円

（注）

前期納入期限 4月末日

後期納入期限 10月末日

3. 関西医科大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、関西医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

医学部医学科 学士（医学）

看護学部看護学科 学士（看護学）

リハビリテーション学部理学療法学科 学士（理学療法学）

リハビリテーション学部作業療法学科 学士（作業療法学）

医学研究科修士課程 修士（医科学）

医学研究科博士課程 博士（医学）

看護学研究科博士前期課程 修士（看護学）

看護学研究科博士後期課程 博士（看護学）

(学位授与の要件)

第3条 関西医科大学学則第16条の各項に定めるところにより、本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 関西医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の各項に定めるところにより、本学の研究科を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 博士（医学）の学位は、前項に定めるもののほか、本学医学研究科において学位論文の審査及び試験に合格し、かつ同研究科に4年以上在学して所定の単位を修得した者（以下、「単位修得者」という。）と同等以上の学力があると認められた者にも授与する。

4 単位修得者が、大学院学則第5条に定める在学年限内に学位を受けることができない場合は、在学年限をもって退学とする。なお、単位修得者の取り扱いは、別に定める。

(学位の申請)

第4条 前条第2項及び第3項の規定により、修士又は博士の学位を得ようとする者は、学位論文及び所定の申請書類に論文審査料を添え、大学院医学研究科長又は大学院看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(学位論文の受理)

第5条 研究科長は、前条の規定により学位論文を受理したときは学長に報告したうえで、大学院医学研究科委員会又は大学院看護学研究科委員会（以下「当該研究科委員会」という。）に審査を付託するものとする。

2 受理した論文及び論文審査料は、返還しない。

(審査委員会)

第6条 学位論文の審査及び試験は、当該研究科委員会において審査委員会を設けて行うものとする。

2 審査委員会は、当該研究科委員会において決定する審査委員をもって組織する。

(学位論文の審査及び試験)

第7条 審査委員会は、第3条第2項により学位論文審査を願い出た者に対しては、論文の審査及び試験を行うものとし、試験は論文に関連ある内容について行うものとする。

2 審査委員会は、第3条第3項により学位論文審査を願い出た者に対しては、論文の審査及び試験と併せて試問を行うものとする。試験は論文に関連ある内容について、試問は学位論文審査を願い出た者が単位修得者と同等以上の学力があることを確認するために、口頭及び筆答により行うものとする。

3 審査委員会は、第3条第2項により学位論文審査を願い出た者で退学後当該研究科委員会の定める年限以後に論文を提出した者に対しては、論文の審査及び試験と併せて前項に準じて試問を行うものとする。

(審査の期間)

第8条 審査委員会は、学位論文が受理された日から1年以内に論文の審査、試験及び試問を終了しなければならない。

(博士及び修士の学位授与の判定)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、審査結果を文書で当該研究科委員会に報告しなければならない。

2 博士及び修士の学位授与の判定は、当該研究科委員会委員の3分の2以上出席した委員会において、前項の報告に基づき投票により、学長を除く出席者の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(博士及び修士の学位の授与)

第10条 学長は、前条の判定に基づいて、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、博士及び修士の学位を授与するものとし、学位を授与できないものと決定した者にはその旨通知する。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「関西医科大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、医学部教授会、看護学部教授会若しくはリハビリテーション学部教授会（以下「当該教授会」という。）、又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨公表するものとする。

2 当該教授会又は当該研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第9条第2項の規定を準用する。ただし、当該教授会で前項の議決を行う場合、第9条第2項中「当該研究科委員会委員」とあるのは「当該教授会構成員」と読み替えるものとする。

(報告及び論文要旨等の公表)

第13条 第10条により博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3カ月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出するとともに、論文内容の要旨及び審査結果の要旨を、インターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表及び保管)

第14条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を公表しなければならない。ただし、博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位記の様式)

第15条 学位記の様式は、別記様式第1から第9までのとおりとする。

(細則)

第16条 本規程に定めるほか、博士及び修士の学位の申請及び審査に関する必要な事項は、関西医科大学学位規程大学院医学研究科施行細則及び関西医科大学学位規程大学院看護学研究科施行細則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、大学諮問会議の議を経て、学長が決定する。

旧附則 (省略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式第1 学位記(第3条第1項関係)

第 号	学 位 記	大学	本籍(都道府県名)	氏 名	年 月 日生	の 印	本学所定の課程を修めて卒業したことを認め学士 (医学)の学位を授与する	年 月 日 関西医科大学長 氏 名 印

様式第2 学位記(第3条第1項関係)

看 学 第 号	学 位 記	大学	本籍(都道府県名)	氏 名	年 月 日生	の 印	本学所定の課程を修めて卒業したことを認め学士 (看護学)の学位を授与する	年 月 日 関西医科大学長 氏 名 印

様式第3 学位記（第3条第1項関係）

理 第 号	学 位 記	大 学 の 印	本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名	本学所定の課程を修めて卒業したことを認め学士 （理学療法学）の学位を授与する	年 月 日	関西医科大学長 氏 名 印

様式第4 学位記（第3条第1項関係）

作 第 号	学 位 記	大 学 の 印	本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名	本学所定の課程を修めて卒業したことを認め学士 （作業療法学）の学位を授与する	年 月 日	関西医科大学長 氏 名 印

様式第5 学位記（第3条第2項関係）

修 第 号	関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	本学大学院医学研究科の修士課程において所 定の単位を修得し学位論文の審査および最終試 験に合格したので修士（医科学）の学位を授与す る	大 学 の 印	学位記
				本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名	

様式第6 学位記（第3条第2項関係）

課 博 第 号	関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	論文題目 本学大学院医学研究科の博士課程において所定 の単位を修得し学位論文の審査および最終試験 に合格したので博士（医学）の学位を授与する	大 学 の 印	学位記
				本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名	

様式第7 学位記（第3条第2項関係）

看修 第 号	関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	本学大学院看護学研究科の修士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査および最終 試験に合格したので修士（看護学）の学位を授与 する	大 学 の 印	本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名	学 位 記

様式第8 学位記（第3条第2項関係）

看博 第 号	関西医科大学長 氏 名 印	年 月 日	論文題目	本学大学院看護学研究科の博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査および最終 試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与 する	大 学 の 印	本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名	学 位 記

様式第 9 学位記(第 3 条第 3 項関係)

学位記	
大学 の印	本籍(都道府県名) 氏 年 月 日生 名
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(医学)の学位を授与する	
論文題目	
年 月 日	
関西医科大学長 氏 名 印	
論 博 第 号	

4. 関西医科大学学位規程大学院看護学研究科施行細則

(目的)

第1条 本細則は、関西医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）第16条の規定に基づき、関西医科大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における学位の申請及び審査について、必要な事項を定める。

(研究計画書の提出及び審査)

第2条 学位規程第3条第2項の規定により、修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を得ようとする者は、学位論文の着手にあたり前もって学位論文研究計画書を作成し本研究科研究計画審査委員会に提出のうえ審査を受け、大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）で承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を得ようとする者で博士前期課程における研究者コース以外のコースに所属する者は、学位論文の着手にあたり前もって学位論文研究計画書を作成し指導教員の承認を得なければならない。この場合、本研究科研究計画審査委員会での審査及び研究科委員会での承認は免除する。

3 第1項に定める研究計画審査委員会の審査委員に関する事項については、別に定める。

(研究倫理審査の受審)

第2条の2 修士（看護学）又は博士（看護学）の学位を得ようとする者は、前条に規定する手続き完了後、本学の医学倫理審査委員会又は附属病院研究倫理審査委員会において研究倫理審査を受審し、承認を得なければならない。

2 前項に定める事項のほか、研究倫理審査の受審に関する事項は、別に定める。

(公聴会)

第3条 学位規程第3条第2項の規定により、博士（看護学）の学位を得ようとする者は、学位の申請にあたり前もって公聴会にて本学及び他大学教員等から学位論文について客観的な指導及び助言を得なければならない。

2 公聴会は11月に開催する。ただし、修業年限を超えた者に対しては随時開催することができる。

3 第1項に定める公聴会に必要な事項は、別に定める。

(学位の申請)

第4条 学位規程第3条第2項の規定により、修士（看護学）の学位を得ようとする者は、次の各号に掲げる書類に所定の学位論文審査料を添え、主指導教員の認印を受けた上で大学院看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 学位論文（主論文及び論文要旨含む。） 4部
- (3) 倫理審査結果通知書 1通
- (4) 単位修得証明書（又は単位修得見込証明書） 1通
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要とする書類

2 学位規程第3条第2項の規定により、博士（看護学）の学位を得ようとする者は、次の各号に掲げ

る書類に所定の学位論文審査料を添え、主指導教員の認印を受けた上で研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 1 通
- (2) 学位論文（主論文及び論文要旨含む。） 5 部
- (3) 副論文 5 部
- (4) 倫理審査結果通知書 1 通
- (5) 単位修得証明書（又は単位修得見込証明書） 1 通
- (6) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要とする書類

3 前二項に定める事項のほか、学位申請に必要な事項は、別に定める。

（審査）

第5条 学位論文の審査は、学位規程第6条の規定に基づく審査委員会が行う。

2 審査委員会は、研究科委員会において選出された審査委員をもって組織する。

3 審査委員会が行う論文審査、試験及び試問は、学位規程第7条に基づき実施する。

4 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び試問が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験及び試問の成績に学位授与に値するかどうかの意見書を添え、研究科委員会に報告しなければならない。

5 第2項に定める審査委員に関する事項は、別に定める。

（論文の審査料）

第6条 学位申請書に添えて提出する審査料は、博士前期課程 10,000 円、博士後期課程 30,000 円とする。

（学位授与日）

第7条 修士（看護学）及び博士（看護学）の学位授与日は、学位論文が研究科委員会において判定を受けた後の直近の学位授与式実施日とする。

2 博士（看護学）学位を得ようとする者で、修業年限を超えた者の学位授与日は、研究科委員会において学位論文の判定を受けた日の翌日とする。

（退学者の取扱）

第8条 本施行細則は、大学院学則第5条第3項に定める在学年限内に学位の取得にいたらず退学した者のうち、退学後1年以内に学位論文の審査及び試験に合格して学位を得ようとする者についても本施行細則を適用する。

（細則の改廃）

第9条 本細則の改廃は、研究科長が研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が決定する。

附 則

本細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

本細則は、令和７年３月１日から施行する。

5. 関西医科大学大学院看護学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西医科大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条の規定に基づき、看護学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目及び履修方法等に関して必要な事項を定める。

(履修コース)

第2条 博士前期課程に、研究分野ごとの各領域から所定の授業科目を修得する、研究者コース、臨床看護教育者コース及び高度実践看護師コース（以下「各履修コース」という。）を設ける。

2 前項に定める各履修コースにおいて修得する授業科目を有する領域は、別表1のとおりとする。

3 博士後期課程の各研究分野に、教育・研究コースを設ける。

(指導教員)

第3条 研究科では、学生ごとに、当該学生の履修、研究及び論文の指導等を行う指導教員を定める。

2 前項に定める指導教員のうち、原則として当該学生が専攻する研究分野の教授を主指導教員とする。ただし、必要があるときは、看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）で認めた教員をもって主指導教員に充てることができる。

3 前項に定める主指導教員に加え、副指導教員を置くことができる。

4 主指導教員及び副指導教員は研究科委員会が決定する。

5 主指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て看護学研究科長（以下「研究科長」という。）がこれを認めるものとする。

(授業の方法)

第4条 授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業時間)

第5条 授業時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、これを変更して授業を行うことがある。

1 時限 9:00～10:30 2 時限 10:40～12:10

3 時限 13:10～14:40 4 時限 14:50～16:20

5 時限 16:30～18:00

(授業科目、配当年次及び単位数)

第6条 授業科目、配当年次及び単位数は別表2に定める。

(単位の計算)

第7条 授業科目の単位修得時間は、次の算出方法による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習又は実習のうち二以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

(履修手続)

第8条 学生は、履修しようとする授業科目について、主指導教員の指導のもとに、当該年次初めの所定の期日までに履修届を提出するものとする。

- 2 履修届提出後、履修科目の追加及び変更は原則として認めない。ただし、特別の理由があるときは、主指導教員と当該担当教員の承認を得て研究科委員会に変更を願い出ることができる。

(成績評価)

第9条 成績の評価は、当該授業科目時間の3分の2以上の出席者を対象に、試験の結果、受講態度等を総合的に勘案して行う。

- 2 前項に定める試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。

- 3 各科目の成績評価は100点満点で行い、60点以上を合格とし、単位を認定する。

- 4 授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、秀(90点以上100点満点)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)及び可(60点以上70点未満)を合格とし、不可(60点未満)を不合格とする。

(成績評価に関する異議)

第10条 学生は各科目の成績評価について、異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立てに関する手続きについては、別途定める。

(課程の修了要件)

第11条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在籍し、以下の所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。なお、各履修コースにおける必要単位数は次のとおりとする。

・研究者コース 老年看護学 32単位以上

基礎看護学、看護学教育、国際看護学、地域看護学、

精神看護学、慢性疾患看護学、がん看護学、

クリティカルケア看護学 34単位以上

在宅看護学、こども看護学、母性看護学 36単位以上

・臨床看護教育者コース 38単位以上

・高度実践看護師コース 在宅看護学、精神看護学、老年看護学、慢性疾患看護学、

がん看護学、クリティカルケア看護学 46単位以上

こども看護学 52単位以上

- 2 博士後期課程教育・研究コースの修了要件は、当該課程に3年以上在籍し、所定の授業科目を18単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

旧附則(省略)

附 則

- 1 本規程は、令和5年4月1日より施行し、令和5年度入学者から適用する。

2 令和4年度以前に入学し令和5年度4月1日以降引き続き在学する者については、改正後の本規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

コース	領域
研究者コース	基礎看護学、看護学教育、国際看護学、地域看護学、在宅看護学、精神看護学、こども看護学、母性看護学、老年看護学、慢性疾患看護学、がん看護学、クリティカルケア看護学
臨床看護教育者コース	看護学教育
高度実践看護師コース	在宅看護学、精神看護学、こども看護学、老年看護学、慢性疾患看護学、がん看護学、クリティカルケア看護学

別表2

(博士前期課程)

科目区分			授業科目	配当年次	単位数	
					必修	選択
共通科目	共通科目A	看護学共通科目	看護理論	1 ①②		2
			看護管理学	1 ④		2
			看護教育論	1 ①②		2
			コンサルテーション論	1 ①②		2
			看護倫理	1 ①②	2	
			看護政策論	1 ④		2
		研究法	看護学研究法	1 ①②		2
			量的研究法	1 ③④		2
			質的研究法	1 ④		2
		特別科目	看護の課題・展望Ⅰ	1 ③④		2
			家族看護学	1 ③		2
			災害看護学	1 ③		2
	共通科目B	看護学 フィジカル	高度フィジカルアセスメント	1 ③④		2
			高度病態生理学	1 ①②		2
			高度臨床薬理学	1 ③④		2
			臨床推論・診断学	1 ③④		2
	共通科目C	看護学 高度実践	高度実践看護師の役割と機能	1 ①②		2
			ヘルスプロモーション・疾病予防	1 ①②		2
			プライマリケア看護	1 ③		2
			医療の質保証と安全管理	1 ③		2
専門科目	基礎看護分野	基礎看護学	看護開発特論	1 ①②		2
			看護開発演習	1 ③④		4
			看護生体情報特論	1 ①②		2
			看護生体情報演習	1 ③④		4
		看護学教育	看護学教育論	1 ①②		2
			看護人材開発・生涯学習論	1 ①②		2
			看護実践教育カリキュラム開発演習	1 ③		2
			看護実践教育実習Ⅰ（基礎教育）	1 ③④		2
			看護実践教育実習Ⅱ（看護継続教育）	2 ②③		3
			看護実践教育実習Ⅲ（統合実習）	2 ①②		3
		国際看護学	国際看護学概論	1 ①②		2
			国際看護学方法論	1 ③		2

	広域看護分野	共通	国際看護学演習	1 ④		2
			国際看護学実践	1 ③		2
			基盤看護学特別研究計画	1 通		2
			基盤看護学特別研究	2 通		2
		地域看護学	地域看護学特論	1 ①②		2
			地域看護支援論	1 ③		2
			地域看護学演習Ⅰ	2 ①②		2
			地域看護学演習Ⅱ	2 ③		2
		在宅看護学	在宅看護・福祉関連制度	1 ①②		2
			訪問看護ステーションの管理と運営	1 ①②		2
			在宅看護アセスメント技術	1 ③		2
			在宅看護治療技術	1 ③		2
			在宅看護調整技術	1 ③		2
			在宅高度看護学演習Ⅰ	1 ④		2
			在宅高度看護学演習Ⅱ	1 ④		2
			在宅高度看護学実習Ⅰ	1 ③④		3
			在宅高度看護学実習Ⅱ	2 ①②		3
			在宅高度看護学実習Ⅲ	2 ③		4
		精神看護学	精神看護関連制度・諸理論	1 ①②		2
			精神看護アセスメント技術	1 ①②		2
			精神看護治療技術	1 ③		4
			精神看護調整技術	1 ③④		4
			リエゾン精神看護学	2 ①		2
			精神高度看護学実習Ⅰ	2 ②		3
			精神高度看護学実習Ⅱ	2 ②③		3
			精神高度看護学実習Ⅲ	2 ③		4
		共通	広域看護学特別研究計画	1 通		2
			広域看護学特別研究	2 通		2
	生涯発達看護分野	こども看護学	こども健康生活論	1 ①②		2
			こども看護援助論	1 ①②		2
			こども臨床推論・診断学	1 ③④		2
			こども看護治療技術	1 ③		2
			こども看護調整技術	1 ③④		2
			こども高度看護学演習Ⅰ	1 ③④		2
			こども高度看護学演習Ⅱ	1 ④		2
			こども高度看護学実習Ⅰ	1 ③④		6
			こども高度看護学実習Ⅱ	2 ①②③		4
			こども高度看護学実習Ⅲ	2 ③		2
		母性看護学	母性看護対象論	1 ①②		2
			女性健康支援論	1 ③		2
			女性健康活動論	1 ③		2
			母性高度看護学演習Ⅰ	2 ①②		2
			母性高度看護学演習Ⅱ	2 ③		2
		老年看護学	老年看護学理論	1 ①②		2
			老年看護学アセスメント論	1 ①②		2
			老年看護学援助論	1 ③		2
			老年看護学病態・治療論	1 ③		2
			老年社会システム論	1 ③		2
			老年高度看護学演習Ⅰ	1 ④		2
			老年高度看護学演習Ⅱ	1 ④		2

	治療看護学分野	共通	老年高度看護学実習Ⅰ	1③④		2
			老年高度看護学実習Ⅱ	2①②		4
			老年高度看護学実習Ⅲ	2③		4
			生涯発達看護学特別研究計画	1通		2
			生涯発達看護学特別研究	2通		2
		慢性疾患看護学	慢性疾患看護概論	1①②		2
			慢性疾患看護アセスメント・治療技術	1③④		2
			慢性疾患看護調整・管理技術	1③④		2
			慢性疾患予防・支援技術	1④		2
			慢性疾患看護学演習Ⅰ	1③④		3
			慢性疾患看護学演習Ⅱ	1③④		3
			慢性疾患看護学実習Ⅰ	1③④		3
			慢性疾患看護学実習Ⅱ	2①②		3
			慢性疾患看護学実習Ⅲ	2③		4
		がん看護学	がん看護学概論	1①②		2
			がん看護学病態治療論	1①②		2
			がん看護学生生活援助論	1③		2
			がん看護学治療看護論Ⅰ	1③		2
			がん看護学治療看護論Ⅱ	1③		2
			がん看護学演習Ⅰ	1④		2
			がん看護学演習Ⅱ	1④		2
			がん看護学実習Ⅰ	1④		2
			がん看護学実習Ⅱ	2①②		2
			がん看護学実習Ⅲ	2①②③		4
			がん看護学実習Ⅳ	2③		2
		クリティカルケア看護学	クリティカルケア看護学概論	1①②		2
			急性・重症患者看護治療技術	1①②		2
			急性・重症患者看護管理技術	1③④		2
			クリティカルケア看護学演習Ⅰ	1③④		2
			クリティカルケア看護学演習Ⅱ	1③		2
			クリティカル緩和ケア看護学	1④		2
			クリティカルケア看護学演習Ⅲ	1④		2
			クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2①		3
			クリティカルケア看護学実習Ⅱ	2①②		3
			クリティカルケア看護学実習Ⅲ	2①②		4
		共通	治療看護学特別研究計画	1通		2
			治療看護学特別研究	2通		2

(博士後期課程)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	
				必修	選択
共通科目	看護学 共通科目	看護と科学	1 ①②	2	
		看護の概念・理論構築	1 ③④	2	
		看護学研究法発展	1 ①	1	
		質的看護研究法発展	1 ③		2
		量的看護研究法発展	1 ③		2
		看護の課題・展望Ⅱ	1 ③④		2
	論文支援 科目	研究計画Ⅰ	1 ③	1	
		研究計画Ⅱ	1 ④	1	
		英語論文作成法	1 ②		1
専門科目	基盤 看護分野	基盤看護学特論	1 ①②		2
		基盤看護学演習	1 ③④		4
	広域 看護分野	広域看護学特論	1 ①②		2
		広域看護学演習	1 ③④		4
	生涯発達 看護分野	生涯発達看護学特論	1 ①②		2
		生涯発達看護学演習	1 ③④		4
	治療 看護分野	治療看護学特論	1 ①②		2
		治療看護学演習	1 ③④		4
特別 研究	特別研究	看護学特別研究	1・2・3	4	

6. 関西医科大学大学院看護学研究科長期履修制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西医科大学大学院学則第19条の規定に基づき、大学院看護学研究科の長期履修制度（以下「当制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 当制度に申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者
- (2) 育児、介護等の事情により、標準修業年限内で修了することが困難な者
- (3) 特別の事情により、標準修業年限内で修了することが困難であると看護学研究科長が認めた者

(申請手続)

第3条 当制度の利用を希望する者は、原則として入学願書提出時に申請しなければならない。申請にあたっては、主指導教員の許可を得て長期履修制度申請書及び履修計画書のほか、次の各号に掲げる書類を看護学研究科長あてに提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号該当の場合

(ア) 在職証明書（学外勤務者のみ）

ただし、在職証明書が発行できない場合は、職業を有することが確認できる書類

- (2) 前条第2号該当の場合

(ア) 育児による場合は、出産予定、又は出産したことを証明する書類

(イ) 介護による場合は、介護を必要とする内容の医師等の診断書又は証明書、及び介護を必要とする者との続柄を証明する書類

- (3) 前条第3号該当の場合

当該事由を明らかにすることができる公的機関、病院等の証明書

2 前項に定める履修計画書は、当初予定していた標準修業年限の履修計画と、当制度が適用された場合の修業年限の履修計画の双方を作成し、主指導教員の了解を得て申請する。

(許可)

第4条 当制度適用の許可は、大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、看護学研究科長が行う。

(修業年限及び在学年限)

第5条 博士前期課程における当制度適用者の修業年限は3年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

2 博士後期課程における当制度適用者の修業年限は5年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

(申請時期)

第6条 在学する者で当制度の利用を希望する者は、原則として長期履修の開始を希望する年度の前年度の12月までに申請しなければならない。申請にあたっては、主指導教員の許可を得て第3条に定める書類を提出しなければならない。

(長期履修の中止)

第7条 看護学研究科長は、当制度を適用された者が、認められた在学期間（以下「長期在学期間」という。）の短縮を願い出たときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項の規定により長期在学期間の短縮を願い出るときは、長期在学期間短縮申請書を提出するものとする。

(授業料その他)

第8条 当制度適用者の授業料その他は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入学金 20万円

(2) 授業料

(ア) 博士前期 年額 33万円 最終年度 34万円 総額 100万円

(イ) 博士後期 年額 30万円 総額 150万円

(3) 教育充実費

(ア) 博士前期 年額 6万5千円 最終年度 7万円 総額 20万円

(イ) 博士後期 年額 6万円 総額 30万円

2 授業料の算出方法は、(通常の授業料年額 50万円 + 教育充実費 10万円) × 標準修業年限 ÷ 長期履修許可年限とする。在学している学生が当コースを申請し認められた場合の授業料等の年額は、大学院学則の規定にかかわらず、授業料及び教育充実費の総額から学生が既に納付した額を控除した額を残った履修年数で除した額とする。この際、端数が生じた場合は、最終履修年度で調整する。

3 前条の定めにより在学期間を短縮しようとする者の授業料及び教育充実費の納入については、別に定める。

(履修方法)

第9条 当制度適用者は、主指導教員の指導のもと、研究科委員会で認められた履修計画に沿って履修するものとする。

(その他)

第10条 その他の定めについては、大学院学則の定めるところによる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院看護学研究科委員会の議を経て研究科長が学長に報告し、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 月 18 日第 9344 号)

この内規は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 11 月 22 日第 05—310 号)

この内規は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

7. 関西医科大学ティーチング・アシスタントに関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院の教育研究の充実、振興と学部教育の充実及び後継者の育成を図り、大学院学生の奨学に資することを目的とする関西医科大学ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の取扱について定める。

(定義)

第2条 TAとは、医学部又は看護学部教育の補助的業務に従事する者をいう。

(採用基準)

第3条 TAは、本学大学院医学研究科又は看護学研究科に在学する者で、人物・識見が優れ、修学に支障なく指導者としての訓練を受けることのできる大学院生の中から採用する。ただし、リサーチ・アシスタントとして採用される者又は社会人学生で主たる本務先をもつ者については、TAになることはできない。

(採用期間)

第4条 TAの採用期間は1年以内とする。ただし、必要に応じ1年以内を単位としてあらためて採用することがある。TAになる者の採用の開始日は4月1日以降、終了日は翌年3月31日以前とする。

(担当時間)

第5条 TAの担当時間は、別に定める。

(業務内容)

第6条 TAは、医学部及び看護学部の当該授業科目の担当教員の指導に従い、次の授業等の補助的業務に従事する。

- (1) 講義・演習の補助（使用物品等の準備・後片付けも含む）
- (2) 実験・実習の補助（使用物品等の準備・後片付けも含む）
- (3) 研究室における学部学生への援助
- (4) 学部学生に対するチュータリング（助言）
- (5) ディスカッションリーダー
- (6) レポート・試験の採点補助等

(手当)

第7条 TAが、病気等本人の都合により所定の業務につくことができなかつたときは、欠勤とし、当該手当は支給されない。採用されたTAの手当の支給については別に定める。

(選考・採用)

第8条 TAは、当該学部の授業科目を担当する教授或いはそれに代わる教員からの申請に基づき、当該大学院教務委員会においてTA候補者を審査し、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の申請書類は、別表様式（様式第1号）のとおりとする。

(採用取消)

第9条 TAが、次のいずれかの事項に該当したときは、採用が取り消される。

- (1) 学業をおろそかにしていると認められるとき。

- (2) 除籍、停学、退学、休学、成業の見込みがないとき、又はこれに相当すると認められたとき。
- (3) 業務につき、授業科目の担当教員の指示に従わないとき。
- (4) 本人から採用辞退の申し出があつたとき。
- (5) その他 TA としての目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

(服務)

第10条 TA に採用された大学院生は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) TA は、当該授業科目の担当教員の指示に従って業務を行い、また業務上知り得た秘密は故なく漏らしてはいけない。
- (2) TA は、業務終了の都度、各部署に備え付ける TA 業務確認票（様式第2号）に記入し、捺印しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃しようとするときは、大学院医学研究科委員会及び看護学研究科委員会の答申を受けて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成30年度採用者から適用する。

8. 関西医科大学大学院看護学研究科ティーチング・アシスタントの手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西医科大学ティーチング・アシスタントに関する取扱規程（以下「取扱規程」という。）第7条に基づき大学院看護学研究科ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の手当等について定める。

(採用)

第2条 TAは取扱規程第3条に基づき、本学大学院看護学研究科に在学している者のうちから採用する。

(手当)

第3条 TAの勤務時間は月40時間を上限とし、それに支給する手当は、1時間あたり2,000円とする。ただし、本人から辞退の申し出がある場合、支給しない。

2 通学する校地以外でTAの業務に従事する場合の交通費は、実費を支給する。

(支給日)

第4条 前条の手当は、前月1日から末日までの実業務時間分を、当月20日（職員の給与支給日）に支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、看護学研究科長が大学院看護学研究科委員会の議を経て、学長へ報告し、学長が決定する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

9. 関西医科大学リサーチ・アシスタントに関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院の教育研究の活性化及び高度化を図るとともに、大学院学生の奨学に資することを目的とする関西医科大学リサーチ・アシスタント（以下「R A」という。）の取扱について定める。

(定義)

第2条 R Aとは、本学で行うプロジェクト研究等の補助的業務に従事する者をいう。

(資格)

第3条 R Aは、本学大学院医学研究科修士課程及び博士課程又は看護学研究科博士前期課程及び後期課程に在学している者のうちから採用する。ただし、国際大学院学生又は社会人学生で主たる本務先を持つ者については、R Aになることはできない。

(採用期間)

第4条 R Aは月単位で、1年以内の期間を定めて採用する。ただし、再度採用することができる。

(勤務形態)

第5条 R Aの勤務時間は、別に定める。

(業務内容)

第6条 R Aは、次の各号に掲げる本学で行うプロジェクト研究等の補助的業務に従事する。

- (1) 国又は地方公共団体等から補助を受けて行う研究
- (2) 民間等から補助を受けて行う研究
- (3) 本学大学院医学研究科委員会又は看護学研究科委員会が認めた研究

(管理及び監督)

第7条 R Aは、その勤務時間中はプロジェクト研究等の代表者の管理及び監督のもとで、その業務を遂行する。

(手当)

第8条 R Aの手当については、別途定める。

(採用)

第9条 R Aの採用は、当該大学院教務委員会においてR A候補者を審査し、当該研究科長が当該研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が決定する。

(採用人数)

第10条 各年度のR Aの採用人数及び総時間数は、その前年度に学長が決定する。なお、文部科学省科学研究費補助金による研究等として第6条第1号又は第2号に規定するプロジェクト研究を行う場合のR Aの採用人数及び総時間数については、当該研究代表者が決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、各研究科長が各研究科委員会の議を経て学長へ報告し、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 15 日）

この規程は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定の適用に当たっては、施行日前日に在籍する者については、なお従前の規定による。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 30 年度採用者から適用する。

附 則（令和 5 年 8 月 3 日第 05-171 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 1 日）

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

Ⅵ. 資料

1. 博士前期課程

1) 担当教員一覧

〈基盤看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	山本 加奈子	看護の課題・展望Ⅰ
		災害看護学
		看護生体情報特論
		看護生体情報演習
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究
教授	平原 幸恵	高度病態生理学
		プライマリケア看護
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究
教授	鮫島 輝美	質的研究法
		看護の課題・展望Ⅰ
		看護開発特論
		看護開発演習
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究
教授	吉田 和美	看護教育論
		看護の課題・展望Ⅰ
		看護学教育論
		看護実践教育カリキュラム開発演習
		看護実践教育実習Ⅰ（基礎教育）
		看護実践教育実習Ⅱ（看護継続教育）
		看護実践教育実習Ⅲ（統合実習）
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究

職名	氏名	担当授業科目名
教授	近藤 麻理	看護倫理
		看護の課題・展望Ⅰ
		国際看護学概論
		国際看護学方法論
		国際看護学演習
		国際看護学実践
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究
准教授	山下 裕紀	看護理論
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究
准教授	太田 祐子	看護人材開発・生涯学習論
		看護実践教育実習Ⅰ（基礎教育）
		看護実践教育実習Ⅱ（看護継続教育）
		看護実践教育実習Ⅲ（統合実習）
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究
講師	上山 千恵子	看護実践教育実習Ⅰ（基礎教育）
		看護実践教育実習Ⅱ（看護継続教育）
		看護実践教育実習Ⅲ（統合実習）
		基盤看護学特別研究計画
		基盤看護学特別研究

〈広域看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	大川 聡子	看護の課題・展望Ⅰ
		ヘルスプロモーション・疾病予防
		プライマリケア看護
		地域看護学特論
		地域看護学支援論
		地域看護学演習Ⅰ
		地域看護学演習Ⅱ
		広域看護学特別研究計画
		広域看護学特別研究
教授	李 錦純	看護学研究法
		看護の課題・展望Ⅰ
		在宅看護・福祉関連制度
		訪問看護ステーションの管理と運営
		在宅看護アセスメント技術
		在宅看護治療技術
		在宅看護調整技術
		在宅高度看護学演習Ⅰ
		在宅高度看護学演習Ⅱ
		在宅高度看護学実習Ⅰ
		在宅高度看護学実習Ⅱ
		在宅高度看護学実習Ⅲ
		広域看護学特別研究計画
		広域看護学特別研究

職名	氏名	担当授業科目名
教授	三木 明子	コンサルテーション論
		看護の課題・展望Ⅰ
		ヘルスプロモーション・疾病予防
		精神看護関連制度・諸理論
		精神看護アセスメント技術
		精神看護治療技術
		精神看護調整技術
		リエゾン精神看護学
		精神高度看護学実習Ⅰ
		精神高度看護学実習Ⅱ
		精神高度看護学実習Ⅲ
		広域看護学特別研究計画
		広域看護学特別研究
准教授	矢山 壮	量的研究法
		精神看護治療技術
		精神看護調整技術
		リエゾン精神看護学
		精神高度看護学実習Ⅰ
		精神高度看護学実習Ⅱ
		精神高度看護学実習Ⅲ
		広域看護学特別研究計画
		広域看護学特別研究
講師	森田 理江	地域看護支援論
		地域看護学演習Ⅰ
		地域看護学演習Ⅱ
		広域看護学特別研究計画
		広域看護学特別研究
講師	光井 朱美	地域看護学演習Ⅰ
		地域看護学演習Ⅱ

職名	氏名	担当授業科目名
講師	山本 大祐	在宅高度看護学演習Ⅰ
		在宅高度看護学演習Ⅱ
		在宅高度看護学実習Ⅰ
		在宅高度看護学実習Ⅱ
		在宅高度看護学実習Ⅲ
講師	高橋 美沙子	在宅高度看護学演習Ⅰ
		在宅高度看護学演習Ⅱ
		在宅高度看護学実習Ⅰ
		在宅高度看護学実習Ⅱ
		在宅高度看護学実習Ⅲ
講師	の場 圭	精神看護調整技術
		広域看護学特別研究計画
		広域看護学特別研究

〈生涯発達看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	加藤 令子	高度実践看護師の役割と機能
		こども健康生活論
		こども看護援助論
		こども臨床推論・診断学
		こども看護治療技術
		こども看護調整技術
		こども高度看護学演習Ⅰ
		こども高度看護学演習Ⅱ
		こども高度看護学実習Ⅰ
		こども高度看護学実習Ⅱ
		こども高度看護学実習Ⅲ
		生涯発達看護学特別研究計画
		生涯発達看護学特別研究
教授	大橋 敦	高度フィジカルアセスメント
		高度臨床薬理学
		臨床推論・診断学
		プライマリケア看護
		こども臨床推論・診断学
		こども看護治療技術
		こども高度看護学演習Ⅱ
		生涯発達看護学特別研究計画
		生涯発達看護学特別研究
		急性・重症患者看護治療技術
教授	酒井 ひろ子	看護の課題・展望Ⅰ
		母性看護対象論
		女性健康支援論
		女性健康活動論
		母性高度看護学演習Ⅰ
		母性高度看護学演習Ⅱ
		生涯発達看護学特別研究計画
		生涯発達看護学特別研究

職名	氏名	担当授業科目名
教授	伊東 美緒	臨床推論・診断学
		老年看護学理論
		老年看護学アセスメント論
		老年看護学援助論
		老年看護学病態・治療論
		老年社会システム論
		老年高度看護学演習Ⅰ
		老年高度看護学演習Ⅱ
		老年高度看護学実習Ⅰ
		老年高度看護学実習Ⅱ
		老年高度看護学実習Ⅲ
		生涯発達看護学特別研究
講師	石浦 光世	こども高度看護学演習Ⅰ
		こども高度看護学演習Ⅱ
		こども高度看護学実習Ⅰ
		こども高度看護学実習Ⅱ
		こども高度看護学実習Ⅲ
講師	古藤 雄大	こども高度看護学演習Ⅰ
		こども高度看護学演習Ⅱ
		生涯発達看護学特別研究計画
		生涯発達看護学特別研究
講師	川寄 有紀	母性高度看護学演習Ⅰ
		母性高度看護学演習Ⅱ
講師	園田 希	母性高度看護学演習Ⅰ
		母性高度看護学演習Ⅱ
		生涯発達看護学特別研究計画
		生涯発達看護学特別研究
講師	金原 京子	老年社会システム論
		老年高度看護学演習Ⅱ
		老年高度看護学実習Ⅲ
		生涯発達看護学特別研究計画
		生涯発達看護学特別研究

職名	氏名	担当授業科目名
助教	田中 雅美	こども高度看護学演習Ⅰ
		こども高度看護学演習Ⅱ
		生涯発達看護学特別研究計画
		生涯発達看護学特別研究
助教	藤本 綾子	母性高度看護学演習Ⅰ
助教	竹中 加奈枝	母性高度看護学演習Ⅰ
		母性高度看護学演習Ⅱ
助教	角野 美希	母性高度看護学演習Ⅰ
		母性高度看護学演習Ⅱ
助教	伊坪 恵	老年高度看護学演習Ⅰ
		老年高度看護学演習Ⅱ
		老年高度看護学実習Ⅰ
		老年高度看護学実習Ⅱ
		老年高度看護学実習Ⅲ

〈治療看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	瀬戸 奈津子	看護政策論
		高度臨床薬理学
		生涯発達看護学特別研究
		慢性疾患看護学概論
		慢性疾患看護アセスメント・治療技術
		慢性疾患看護調整・管理技術
		慢性疾患予防・支援技術
		慢性疾患看護学演習Ⅰ
		慢性疾患看護学演習Ⅱ
		慢性疾患看護学実習Ⅰ
		慢性疾患看護学実習Ⅱ
		慢性疾患看護学実習Ⅲ
		治療看護学特別研究計画
		治療看護学特別研究
教授	白井 由紀	高度病態生理学
		がん看護学概論
		がん看護学病態治療論
		がん看護学生活援助論
		がん看護学治療看護論Ⅰ
		がん看護学治療看護論Ⅱ
		がん看護学演習Ⅰ
		がん看護学演習Ⅱ
		がん看護学実習Ⅰ
		がん看護学実習Ⅱ
		がん看護学実習Ⅲ
		がん看護学実習Ⅳ
		治療看護学特別研究計画
		治療看護学特別研究

職名	氏名	担当授業科目名
教授	宇都宮 明美	看護管理学
		高度フィジカルアセスメント
		クリティカルケア看護学概論
		急性・重症患者看護治療技術
		急性・重症患者看護管理技術
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ
		クリティカル緩和ケア看護学
		クリティカルケア看護学演習Ⅲ
		クリティカルケア看護学実習Ⅰ
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ
		治療看護学特別研究計画
		治療看護学特別研究
講師	村内 千代	慢性疾患看護アセスメント・治療技術
		慢性疾患看護調整・管理技術
		慢性疾患予防・支援技術
		慢性疾患看護学演習Ⅰ
		慢性疾患看護学演習Ⅱ
		慢性疾患看護学実習Ⅰ
		慢性疾患看護学実習Ⅱ
		慢性疾患看護学実習Ⅲ
講師	前滝 栄子	がん看護学生活援助論
		がん看護学治療看護論Ⅰ
		がん看護学治療看護論Ⅱ
		がん看護学演習Ⅰ
		がん看護学演習Ⅱ
		がん看護学実習Ⅰ
		がん看護学実習Ⅱ
		がん看護学実習Ⅲ
		がん看護学実習Ⅳ

職名	氏名	担当授業科目名
講師	山田 親代	急性・重症患者看護治療技術
		急性・重症患者看護管理技術
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ
		クリティカル緩和ケア看護学
		クリティカルケア看護学演習Ⅲ
		クリティカルケア看護学実習Ⅰ
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ

2) 指導教員の研究概要

〈基盤看護分野〉

領域	指導教員	概 要
基礎看護学	山本 加奈子	基礎看護技術のエビデンスに関する研究、シミュレーション教育を含めた基礎看護技術の教育方法に関する研究、アロマセラピーなどの補完代替療法の効果や導入に関する研究を指導する。
基礎看護学	鮫島 輝美	看護実践を現象として切り取るために必要な理論枠組みを共に学ぶ。理論枠組みは、自然科学・人間科学（社会構成主義）的アプローチを含む。その上で、Research Questionを検討し、理論と実践の対話を通じて研究的探索を行っていく。
国際看護学	近藤 麻理	国際看護学領域でのグローバルな健康課題を文献や資料から検討し、現地におけるフィールド調査を中心とした研究計画書を作成する。国際的な研究において配慮すべき点などを十分に理解したうえで、調査を行い修士論文にまとめる。
看護学教育	吉田 和美	看護基礎教育の教授活動に関する研究、現任教育としての新人看護師育成やリーダーシップ・フォロワーシップ育成に関する研究、臨床現場で看護教育を実践するクリニカル・ナース・エデュケーター（CNE）に関する研究指導を行う。

〈広域看護分野〉

領域	指導教員	概 要
精神看護学	三木 明子	精神障害や精神健康の問題を抱えた対象者に対する精神症状の評価と看護介入、看護職へのストレスマネジメントとメンタルヘルス支援、暴力・ハラスメント被害者への支援に関する研究指導を行う。
在宅看護学	李 錦純	在宅ケア分野における経営管理と人材育成、多文化社会における高齢者ケア、医療機関看護職における入退院支援、中山間地域における訪問看護などに関する研究指導を行う。
地域看護学	大川 聡子	個人・家族・グループ・地域コミュニティなどの場におけるあらゆる発達段階、あらゆる健康レベルの人々に対し、対象者の生活スタイルや生活の場に合わせたニーズを明確化するための研究、ならびに対象者にかかわる保健師のアセスメントと支援技術を言語化・可視化するための研究に関して指導を行う。

〈生涯発達看護分野〉

領域	指導教員	概 要
こども看護学	加藤 令子	こども自身の主体的な医療参加に関する研究、障がいのあるこどもや医療を必要とするこども自身の自然災害への備えに関する研究、こども看護における高度看護実践看護師の役割・機能に関する研究について指導を行う。
母性看護学	酒井 ひろ子	女性の健康課題に対する支援、周産期にある女性とその家族を対象に、健康の保持増進、親そして家族発達を促進する支援、開発途上国の地域住民を対象とした保健医療活動や支援についての研究指導を行う。
老年看護学	伊東 美緒	認知症症状を軽減させるための概念構築やコミュニケーションケア技法、AR（拡張現実）を用いた認知症の人とのコミュニケーション学習教材、認知症の人のための環境調整、介護施設における看護師の役割等に関する研究について指導を行う。

〈治療看護分野〉

領域	指導教員	概 要
慢性疾患看護学	瀬戸 奈津子	糖尿病、慢性心不全、慢性呼吸器疾患、炎症性腸疾患等とともに生きる成人・高齢者の慢性疾患看護、および外来看護に関する研究指導を行う。
がん看護学	白井 由紀	がんを有する患者・家族の QOL の維持・向上を目指したケア、特に、がん患者-医療者間のコミュニケーション向上のための取り組みについて、がん看護、緩和ケア、サイコオンコロジーの視点から研究指導を行う。
クリティカルケア看護学	宇都宮 明美	救急・集中治療および循環器周術期領域における急性・重症患者、家族、看護師を対象とした重症化予防と早期回復、倫理的課題、end of life care に関する研究指導を行う。

3) 科目一覧

看護学研究科 博士前期課程 (2025 年度入学生)

科目区分			No.	科目	担当者
共通科目	共通科目 A	看護学 共通科目	M1	看護理論	山下裕紀
			M2	看護管理学	宇都宮明美
			M3	看護教育論	吉田和美
			M4	コンサルテーション論	三木明子
			M5	看護倫理	近藤麻理
			M6	看護政策論	瀬戸奈津子
		研究法	M7	看護学研究法	李錦純
			M8	量的研究法	矢山壮
			M9	質的研究法	鮫島輝美
		特別科目	M10	看護の課題・展望Ⅰ オムニバス	◎酒井ひろ子、山本加奈子、鮫島輝美、吉田和美、 近藤麻理、三木明子、李錦純、大川聡子
			M11	家族看護学	瓜生浩子*
			M12	災害看護学	山本加奈子
	共通科目 B	フィジカル 看護学	M13	高度フィジカルアセスメント	◎宇都宮明美、大橋敦
			M14	高度病態生理学	◎白井由紀、平原幸恵
			M15	高度臨床薬理学	◎大橋敦、瀬戸奈津子、大谷ひとみ*
			M16	臨床推論・診断学	◎伊東美緒、大橋敦
	共通科目 C	高度実践 看護学	M17	高度実践看護師の役割と機能	加藤令子
			M18	ヘルスプロモーション・疾病予防	◎三木明子、大川聡子
			M19	プライマリケア看護	◎大川聡子、平原幸恵、大橋敦
			M20	医療の質保証と安全管理	増野園恵*
専門科目	基盤看護分野	基礎看護学	M21	看護開発特論	鮫島輝美
			M22	看護開発演習	鮫島輝美
			M23	看護生体情報特論	山本加奈子
			M24	看護生体情報演習	山本加奈子
		看護学教育	M25	看護学教育論	吉田和美
			M26	看護人材開発・生涯学習論	太田祐子
			M27	看護実践教育カリキュラム開発演習	吉田和美
			M28	看護実践教育実習Ⅰ（基礎教育）	◎吉田和美、太田祐子、上山千恵子
			M29	看護実践教育実習Ⅱ（看護継続教育）	◎吉田和美、太田祐子、上山千恵子
			M30	看護実践教育実習Ⅲ（統合実習）	◎吉田和美、太田祐子、上山千恵子
		国際看護学	M31	国際看護学概論	近藤麻理
			M32	国際看護学方法論	近藤麻理
			M33	国際看護学演習	近藤麻理
			M34	国際看護学実践	近藤麻理
		分野共通	M35	基盤看護学特別研究計画	◎近藤麻理、山本加奈子、平原幸恵、鮫島輝美、 吉田和美、山下裕紀、太田祐子、上山千恵子
			M36	基盤看護学特別研究	◎近藤麻理、山本加奈子、平原幸恵、鮫島輝美、 吉田和美、山下裕紀、太田祐子、上山千恵子
	広域看護分野	地域看護学	M37	地域看護学特論	大川聡子
			M38	地域看護支援論	◎大川聡子、森田理江
			M39	地域看護学演習Ⅰ	◎大川聡子、森田理江、光井朱美
			M40	地域看護学演習Ⅱ	◎大川聡子、森田理江、光井朱美
		在宅看護学	M41	在宅看護・福祉関連制度	李錦純
			M42	訪問看護ステーションの管理と運営	李錦純
			M43	在宅看護アセスメント技術	李錦純
			M44	在宅看護治療技術	李錦純
			M45	在宅看護調整技術	李錦純
			M46	在宅高度看護学演習Ⅰ	◎李錦純、山本大祐、高橋美沙子
			M47	在宅高度看護学演習Ⅱ	◎李錦純、山本大祐、高橋美沙子
			M48	在宅高度看護学実習Ⅰ	◎李錦純、山本大祐、高橋美沙子
			M49	在宅高度看護学実習Ⅱ	◎李錦純、山本大祐、高橋美沙子
			M50	在宅高度看護学実習Ⅲ	◎李錦純、山本大祐、高橋美沙子

科目区分			No.	科目	担当者
専門科目	広域看護分野	精神看護学	M51	精神看護関連制度・諸理論	三木明子
			M52	精神看護アセスメント技術	三木明子
			M53	精神看護治療技術	◎矢山壮、三木明子
			M54	精神看護調整技術	◎三木明子、矢山壮、的場圭
			M55	リエゾン精神看護学	◎三木明子、矢山壮
			M56	精神高度看護学実習Ⅰ	◎矢山壮、三木明子
			M57	精神高度看護学実習Ⅱ	◎三木明子、矢山壮
			M58	精神高度看護学実習Ⅲ	◎三木明子、矢山壮
		分野共通	M59	広域看護学特別研究計画	◎三木明子、李錦純、大川聡子、矢山壮、森田理江、的場圭
			M60	広域看護学特別研究	◎李錦純、三木明子、大川聡子、矢山壮、森田理江、的場圭
	生涯発達看護分野	こども看護学	M61	こども健康生活論	◎加藤令子
			M62	こども看護援助論	◎加藤令子
			M63	こども臨床推論・診断学	◎加藤令子、大橋敦
			M64	こども看護治療技術	◎加藤令子、大橋敦
			M65	こども看護調整技術	◎加藤令子
			M66	こども高度看護学演習Ⅰ	◎加藤令子、石浦光世、古藤雄大、田中雅美
			M67	こども高度看護学演習Ⅱ	◎加藤令子、大橋敦、石浦光世、古藤雄大、田中雅美
			M68	こども高度看護学実習Ⅰ	◎加藤令子、石浦光世
			M69	こども高度看護学実習Ⅱ	◎加藤令子、石浦光世
			M70	こども高度看護学実習Ⅲ	◎加藤令子、石浦光世
		母性看護学	M71	母性看護対象論	酒井ひろ子
			M72	女性健康支援論	酒井ひろ子
			M73	女性健康活動論	酒井ひろ子
			M74	母性高度看護学演習Ⅰ	◎酒井ひろ子、園田希、川嵯有紀、竹中加奈枝、藤本綾子、角野美希
			M75	母性高度看護学演習Ⅱ	◎酒井ひろ子、園田希、川嵯有紀、竹中加奈枝、角野美希
		老年看護学	M76	老年看護学理論	◎伊東美緒
			M77	老年看護学アセスメント論	◎伊東美緒
			M78	老年看護学援助論	◎伊東美緒
			M79	老年看護学病態・治療論	◎伊東美緒
			M80	老年社会システム論	◎伊東美緒、金原京子
			M81	老年高度看護学演習Ⅰ	◎伊東美緒、伊坪恵
			M82	老年高度看護学演習Ⅱ	◎伊東美緒、金原京子、伊坪恵
			M83	老年高度看護学実習Ⅰ	◎伊東美緒、伊坪恵
			M84	老年高度看護学実習Ⅱ	◎伊東美緒、伊坪恵
			M85	老年高度看護学実習Ⅲ	◎伊東美緒、金原京子、伊坪恵
		分野共通	M86	生涯発達看護学特別研究計画	◎加藤令子、酒井ひろ子、大橋敦、伊東美緒、園田希、金原京子、古藤雄大、田中雅美
			M87	生涯発達看護学特別研究	◎酒井ひろ子、加藤令子、伊東美緒、園田希、大橋敦、瀬戸奈津子、金原京子、古藤雄大、田中雅美
	治療看護分野	慢性疾患看護学	M88	慢性疾患看護学概論	瀬戸奈津子
			M89	慢性疾患看護学アセスメント・治療技術	◎瀬戸奈津子、村内千代
			M90	慢性疾患看護学調整・管理技術	◎瀬戸奈津子、村内千代
			M91	慢性疾患予防・支援技術	◎瀬戸奈津子、村内千代
			M92	慢性疾患看護学演習Ⅰ	◎瀬戸奈津子、村内千代
			M93	慢性疾患看護学演習Ⅱ	◎瀬戸奈津子、村内千代
			M94	慢性疾患看護学実習Ⅰ	◎瀬戸奈津子、村内千代
			M95	慢性疾患看護学実習Ⅱ	◎瀬戸奈津子、村内千代
			M96	慢性疾患看護学実習Ⅲ	◎瀬戸奈津子、村内千代
		がん看護学	M97	がん看護学概論	白井由紀
			M98	がん看護学病態治療論	白井由紀
			M99	がん看護学生活援助論	◎白井由紀、前滝栄子
			M100	がん看護学治療看護論Ⅰ	◎白井由紀、前滝栄子
			M101	がん看護学治療看護論Ⅱ	◎白井由紀、前滝栄子

科目区分		No.	科目	担当者	
専門科目	治療看護分野	がん看護学	M102	がん看護学演習Ⅰ	◎白井由紀、前滝栄子
			M103	がん看護学演習Ⅱ	◎白井由紀、前滝栄子
			M104	がん看護学実習Ⅰ	◎白井由紀、前滝栄子
			M105	がん看護学実習Ⅱ	◎白井由紀、前滝栄子
			M106	がん看護学実習Ⅲ	◎白井由紀、前滝栄子
			M107	がん看護学実習Ⅳ	◎白井由紀、前滝栄子
		クリティカル ケア 看護学	M108	クリティカルケア看護学概論	宇都宮明美
			M109	急性・重症患者看護治療技術	◎宇都宮明美、大橋敦、山田親代
			M110	急性・重症患者看護管理技術	◎宇都宮明美、山田親代
			M111	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	◎宇都宮明美、山田親代
			M112	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	◎宇都宮明美、山田親代
			M113	クリティカル緩和ケア看護学	◎宇都宮明美、山田親代
			M114	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	◎宇都宮明美、山田親代
			M115	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	◎宇都宮明美、山田親代
			M116	クリティカルケア看護学実習Ⅱ	◎宇都宮明美、山田親代
			M117	クリティカルケア看護学実習Ⅲ	◎宇都宮明美、山田親代
		分野共通	M118	治療看護学特別研究計画	◎瀬戸奈津子、宇都宮明美、白井由紀
			M119	治療看護学特別研究	◎瀬戸奈津子、宇都宮明美、白井由紀

◎：科目責任者 *：非常勤講師

2. 博士後期課程

1) 担当教員一覧

〈基盤看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	山本 加奈子	看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		基盤看護学特論
		基盤看護学演習
		看護学特別研究
教授	平原 幸恵	研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		基盤看護学特論
		基盤看護学演習
		看護学特別研究
教授	鮫島 輝美	看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		基盤看護学特論
		基盤看護学演習
		看護学特別研究
教授	吉田 和美	看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		基盤看護学特論
		基盤看護学演習
		看護学特別研究

職名	氏名	担当授業科目名
教授	近藤 麻理	看護と科学
		看護の概念・理論構築
		看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		英語論文作成法
		基盤看護学特論
		基盤看護学演習
		看護学特別研究

〈広域看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	大川 聡子	看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		広域看護学特論
		広域看護学演習
		看護学特別研究
教授	李 錦純	看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		広域看護学特論
		広域看護学演習
		看護学特別研究
教授	三木 明子	量的看護研究法発展
		看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		広域看護学特論
		広域看護学演習
		看護学特別研究

〈生涯発達看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	加藤 令子	看護学研究法発展
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		生涯発達看護学特論
		生涯発達看護学演習
		看護学特別研究
教授	大橋 敦	研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		生涯発達看護学特論
		生涯発達看護学演習
		看護学特別研究
教授	酒井 ひろ子	看護の課題・展望Ⅱ
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		生涯発達看護学特論
		生涯発達看護学演習
		看護学特別研究
教授	伊東 美緒	研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		生涯発達看護学特論
		生涯発達看護学演習
		看護学特別研究

〈治療看護分野〉

職名	氏名	担当授業科目名
教授	瀬戸 奈津子	質的看護研究法発展
		研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		治療看護学特論
		治療看護学演習
		看護学特別研究
教授	白井 由紀	研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		治療看護学特論
		治療看護学演習
		看護学特別研究
教授	宇都宮 明美	研究計画Ⅰ
		研究計画Ⅱ
		治療看護学特論
		治療看護学演習
		看護学特別研究

2) 指導教員の研究概要

分野	指導教員	概 要
基盤 看護	近藤 麻理	グローバルな健康課題の中から課題を選択し、海外フィールドにおいて調査を行う研究に関する指導を行う。
広域 看護	三木 明子	精神障害や精神健康の問題を抱えた対象者とその家族に対するケアプログラムの開発や尺度開発、産業精神保健や精神保健看護の分野のテーマに関する研究指導を行う。
	李 錦純	在宅ケア分野における人材育成とマネジメント、訪問看護実践における諸課題、在宅療養移行期に関連する諸課題、多文化社会に対応したケアモデル開発に関する研究指導を行う。
	大川 聡子	地域に生活する様々なライフサイクルにある人々を対象とした研究を推進するための、理論的基盤の構築に必要な文献（システマティック）レビューの方法、研究方法の選定、研究実施、分析、考察にわたる一連の研究過程ならびに、論文投稿等、成果の発信に向けた指導を行う。
生涯 発達 看護	加藤 令子	こども自身が持つ力を高め、主体的に医療に参加するためのケアプログラム開発、医療を必要とするこども・障がいのあるこども自身が自然災害に備えるためのプログラム開発、こども看護における看護職の役割拡大の研究に関する指導を行う。
	酒井 ひろ子	生涯を通じた女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する健康課題、周産期周辺にある女性とその家族の健康課題、女性の健康課題、女性のエンパワーメントに着目した開発途上国支援の研究に関する指導を行う。
治療 看護	瀬戸 奈津子	糖尿病、慢性心不全、慢性呼吸器疾患、炎症性腸疾患等とともに生きる成人・高齢者の慢性疾患看護モデル、および外来看護に関する援助指針作成等の研究指導を行う。
	宇都宮 明美	クリティカルケア領域における重症化予防・早期回復への援助に関する介入研究、意思決定支援、end of life care 倫理的課題に関する研究指導を行う。

3) 科目一覧

看護学研究科 博士後期課程 (2025 年度入学生)

科目区分	No.	科目	担当者
共通科目	D1	看護と科学	◎近藤麻理
	D2	看護の概念・理論構築	◎近藤麻理
	D3	看護学研究法発展	加藤令子
	D4	質的看護研究法発展	瀬戸奈津子
	D5	量的看護研究法発展	三木明子
	D6	看護の課題・展望Ⅱ オムニバス	◎酒井ひろ子、山本加奈子、鮫島輝美、吉田和美、近藤麻理、三木明子、李錦純、大川聡子
	D7	研究計画Ⅰ 共同	◎三木明子、吉田和美、平原幸恵、近藤麻理、山本加奈子、鮫島輝美、李錦純、大川聡子、加藤令子、大橋敦、酒井ひろ子、伊東美緒、瀬戸奈津子、宇都宮明美、白井由紀
	D8	研究計画Ⅱ 共同	◎三木明子、吉田和美、平原幸恵、近藤麻理、山本加奈子、鮫島輝美、李錦純、大川聡子、加藤令子、大橋敦、酒井ひろ子、伊東美緒、瀬戸奈津子、宇都宮明美、白井由紀
	D9	英語論文作成法	近藤麻理
専門科目	基盤看護分野	D10 基盤看護学特論 オムニバス・共同（一部）	◎近藤麻理、山本加奈子、平原幸恵、鮫島輝美、吉田和美
		D11 基盤看護学演習 共同	◎近藤麻理、山本加奈子、平原幸恵、鮫島輝美、吉田和美
	広域看護分野	D12 広域看護学特論 オムニバス・共同（一部）	◎三木明子、李錦純、大川聡子
		D13 広域看護学演習 共同	◎三木明子、李錦純、大川聡子
	生涯発達看護分野	D14 生涯発達看護学特論 オムニバス・共同（一部）	◎酒井ひろ子、加藤令子、大橋敦、伊東美緒
		D15 生涯発達看護学演習 共同	◎酒井ひろ子、加藤令子、大橋敦、伊東美緒
	治療看護分野	D16 治療看護学特論 オムニバス・共同（一部）	◎瀬戸奈津子、宇都宮明美、白井由紀
		D17 治療看護学演習 共同	◎瀬戸奈津子、宇都宮明美、白井由紀
特別研究	特別研究	D18 看護学特別研究 共同（一部）	◎瀬戸奈津子、近藤麻理、山本加奈子、平原幸恵、鮫島輝美、吉田和美、三木明子、李錦純、大川聡子、加藤令子、大橋敦、酒井ひろ子、伊東美緒、宇都宮明美、白井由紀

◎：科目責任者

2025 年度

関西医科大学看護学研究科 教育要項

発行 関西医科大学 看護学部事務部

〒573-1004

大阪府枚方市新町二丁目2番2号

TEL 072-804-0205 / 0207 (看護学部事務部直通)

FAX 072-804-0235

MAIL nursing@hirakata.kmu.ac.jp